

令和4年8月

## 狛江市議会第3回定例会提出議案

## 提 出 議 案

	頁
1 議案第26号 令和4年度狛江市一般会計補正予算（第2号）	-4-
2 議案第27号 令和4年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	-31-
3 議案第28号 令和4年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	-40-
4 議案第29号 令和4年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）	-49-
5 議案第30号 令和4年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	-58-
6 議案第31号 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	-68-
7 議案第32号 狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	-71-
8 議案第33号 狛江市民ホール条例の一部を改正する条例	-73-
9 議案第34号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	-91-
10 議案第35号 狛江市税条例等の一部を改正する条例	-93-

11	議案第36号	狛江市立公民館条例の一部を改正する条例	-106-
12	議案第37号	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例	-115-
13	議案第38号	狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例の一部を改正する条例	-120-
14	議案第39号	狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例	-154-
15	議案第40号	狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	-159-
16	認定第1号	令和3年度狛江市一般会計決算の認定について	-164-
17	認定第2号	令和3年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について	-165-
18	認定第3号	令和3年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	-166-
19	認定第4号	令和3年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について	-167-
20	認定第5号	令和3年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について	-168-
21	認定第6号	令和3年度狛江市下水道事業会計決算の認定について	-169-

議案第 26 号

令和 4 年度狛江市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第26号別紙

令和4年度

狛江市一般会計補正予算(第2号)

## 令和4年度狛江市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度狛江市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,498,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,828,339千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の補正は、「第二表 地方債補正」による。

令和4年8月29日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
10. 地方特例交付金		101,020	△15,006	86,014
	1. 地方特例交付金	101,019	△15,006	86,013
11. 地方交付税		2,320,000	239,703	2,559,703
	1. 地方交付税	2,320,000	239,703	2,559,703
15. 国庫支出金		6,427,547	282,749	6,710,296
	1. 国庫負担金	4,843,216	46,000	4,889,216
	2. 国庫補助金	1,558,260	236,749	1,795,009
16. 都支出金		5,356,523	35,588	5,392,111
	2. 都補助金	3,377,957	35,588	3,413,545
19. 繰入金		436,138	20,597	456,735
	1. 繰入金	436,138	20,597	456,735
20. 繰越金		121,958	2,186,014	2,307,972
	1. 繰越金	121,958	2,186,014	2,307,972
21. 諸収入		503,493	5,000	508,493
	5. 雑入	491,271	5,000	496,271
22. 市債		1,139,800	△255,700	884,100
	1. 市債	1,139,800	△255,700	884,100
歳入	合 計	32,329,394	2,498,945	34,828,339

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		2,901,257	1,279,635	4,180,892
	1. 総務管理費	2,092,879	1,274,998	3,367,877
	3. 戸籍住民基本台帳費	268,662	4,637	273,299
3. 民生費		17,158,671	47,459	17,206,130
	1. 社会福祉費	6,677,190	24,800	6,701,990
	2. 児童福祉費	7,947,987	22,659	7,970,646
4. 衛生費		2,452,192	346,268	2,798,460
	1. 保健衛生費	1,250,427	283,860	1,534,287
	2. 清掃費	1,201,765	62,408	1,264,173
6. 農業費		30,220	9,372	39,592
	1. 農業費	30,220	9,372	39,592
8. 土木費		2,111,203	513,019	2,624,222
	2. 道路橋りょう費	509,075	7,290	516,365
	4. 都市計画費	1,458,100	505,729	1,963,829
9. 消防費		1,266,042	3,400	1,269,442
	1. 消防費	1,266,042	3,400	1,269,442
10. 教育費		4,170,936	99,434	4,270,370
	1. 教育総務費	583,822	72	583,894
	2. 小学校費	1,000,596	47,000	1,047,596
	3. 中学校費	570,563	33,500	604,063
	5. 社会教育費	1,390,428	10,750	1,401,178
	6. 保健体育費	136,375	8,112	144,487
12. 諸支出金		239	200,358	200,597
	1. 基金費	239	200,358	200,597
歳出	合 計	32,329,394	2,498,945	34,828,339



第二表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業債	千円 51,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	道路整備事業債	千円 51,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区間)整備事業債	52,400				調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区間)整備事業債	52,400			
都市計画公園整備事業債	113,400				都市計画公園整備事業債	37,700			
防災行政無線柱 整備事業債	49,600				防災行政無線柱 整備事業債	49,600			
市民ホール整備事業債	393,200				市民ホール整備事業債	393,200			
臨時財政対策債	480,000				臨時財政対策債	300,000			
計	1,139,800			計	884,100				

狛江市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	101,020	△15,006	86,014
11. 地方交付税	2,320,000	239,703	2,559,703
15. 国庫支出金	6,427,547	282,749	6,710,296
16. 都支金	5,356,523	35,588	5,392,111
19. 繰入金	436,138	20,597	456,735
20. 繰越金	121,958	2,186,014	2,307,972
21. 諸収入	503,493	5,000	508,493
22. 市債	1,139,800	△255,700	884,100
歳入合計	32,329,394	2,498,945	34,828,339

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,901,257	1,279,635	4,180,892	4,637	0	0	0	1,274,998
3. 民生費	17,158,671	47,459	17,206,130	0	32,559	0	0	14,900
4. 衛生費	2,452,192	346,268	2,798,460	270,000	0	0	5,000	71,268
6. 農業費	30,220	9,372	39,592	0	7,029	0	0	2,343
8. 土木費	2,111,203	513,019	2,624,222	0	△4,000	△75,700	0	592,719
9. 消防費	1,266,042	3,400	1,269,442	0	0	0	0	3,400
10. 教育費	4,170,936	99,434	4,270,370	8,112	0	0	0	91,322
12. 諸支出金	239	200,358	200,597	0	0	0	0	200,358
歳出合計	32,329,394	2,498,945	34,828,339	282,749	35,588	△75,700	5,000	2,251,308

2. 歳入

(款) 10. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方特例交付金	千円 101,019	千円 △15,006	千円 86,013	1. 地方特例 交付金	千円 △15,006	千円 1. 減収補てん特例交付金 △6,696 2. 自動車税減収補てん特例交付金 △7,319 3. 軽自動車税減収補てん特例交付金 △991
計	101,019	△15,006	86,013			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	千円 2,320,000	千円 239,703	千円 2,559,703	1. 地方交付税	千円 239,703	千円 1. 普通交付税
計	2,320,000	239,703	2,559,703			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 衛生費 国庫負担金	千円 147,201	千円 46,000	千円 193,201	1. 保健衛生費 負担金	千円 46,000	千円 2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	4,843,216	46,000	4,889,216			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 554,066	千円 4,637	千円 558,703	1. 総務管理費 補助金	千円 4,637	千円 2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
3. 衛生費 国庫補助金	96,883	224,000	320,883	1. 保健衛生費 補助金	224,000	3. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金
5. 教育費 国庫補助金	9,457	8,112	17,569	3. 社会教育費 補助金	8,112	2. 地方スポーツ振興費補助金

計	1,558,260	236,749	1,795,009			
---	-----------	---------	-----------	--	--	--

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 1,629,635	千円 24,559	千円 1,654,194	1. 社会福祉費補助金	千円 10,600	千円 3. 子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金
				6. 児童福祉費補助金	13,959	
3. 衛生費都補助金	86,389	8,000	94,389	1. 保健衛生費補助金	8,000	11. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)
4. 農業費都補助金	695	7,029	7,724	1. 農業費補助金	7,029	3. 都市農地保全支援プロジェクト補助金
6. 土木費都補助金	102,994	△4,000	98,994	3. 公園緑地費補助金	△4,000	1. 市町村土木補助金(公園緑地)
計	3,377,957	35,588	3,413,545			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2. 特別会計繰入金	千円 36,138	千円 20,597	千円 56,735	1. 国民健康保険特別会計繰入金	千円 12,954	千円 1. 特別会計繰入金	
				2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	7,639		1. 特別会計繰入金
				3. 介護保険特別会計繰入金	4		1. 特別会計繰入金
計	436,138	20,597	456,735				

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 121,958	千円 2,186,014	千円 2,307,972	1. 繰越金	千円 2,186,014	千円 1. 前年度繰越金

(款) 20. 繰越金

## (款) 20. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	千円 121,958	千円 2,186,014	千円 2,307,972		千円	千円

## (款) 21. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 491,271	千円 5,000	千円 496,271	6. 雑入	千円 5,000	千円
計	491,271	5,000	496,271			

## (款) 22. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 土木債	千円 217,000	千円 △75,700	千円 141,300	2. 都市計画公園整備事業債	千円 △75,700	千円
4. 臨時財政対策債	480,000	△180,000	300,000	1. 臨時財政対策債	△180,000	1. 臨時財政対策債
計	1,139,800	△255,700	884,100			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
1. 一般管理費	1,552,624	19,800	1,572,424					19,800		6. 庁舎維持管理費 19,800 〔総務課〕 需用費 19,800 光熱水費 (19,800) 電気料 15,000 ガス料 4,800	
									10. 需用費 19,800 5. 光熱水費 19,800		
6. 財産管理費	3,819	600,000	603,819					600,000		2. 公共施設整備基金費 300,000 〔財政課〕 積立金 300,000 公共施設整備基金積立金 3. 公共施設修繕基金費 300,000 〔財政課〕 積立金 300,000 公共施設修繕基金積立金	
								300,000	24. 積立金 600,000		
								300,000			
10. 訴訟費	1,321	2,199	3,520					2,199		1. 訴訟関係費 2,199 〔政策室〕 委託料 2,199 弁護士訟務委託	
								2,199	12. 委託料 2,199		
11. 諸 費	26,626	652,999	679,625					652,999		1. 一般事務費 652,999 〔福祉政策課 484,271〕 償還金, 利子及び割引料 484,271 過年度国, 都支出金等還付金 〔子ども政策課 168,469〕 償還金, 利子及び割引料 168,469	
								652,999	22. 償還金, 利子及び割引料 652,999		

											過年度国，都支出金等還付金 〔環境政策課 259〕 償還金，利子及び割引料 259 過年度国，都支出金等還付金
計	2,092,879	1,274,998	3,367,877					1,274,998			

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	千円 268,100	千円 4,637	千円 272,737	千円 4,637	千円 4,637	千円	千円			千円	
								12. 委託料	4,202	2. 一般事務費	4,637
								17. 備品購入費	435	〔市民課〕 委託料	4,202
										戸籍情報システム改修委託 備品購入費	435
										戸籍情報システム用備品	
計	268,662	4,637	273,299	4,637							

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	千円 2,120,176	千円 18,600	千円 2,138,776	千円	千円 18,600	千円	千円			千円	
					10,600			10. 需用費	8,500	15. 重層の支援体制整備事業	
								1. 消耗品費	8,500		10,600
								11. 役務費	52	〔福祉政策課〕	
								6. 保険料	52	需用費	500
								12. 委託料	7,548	消耗品費	(500)
								17. 備品購入費	2,500	事業用消耗品	
										役務費	52
										保険料	(52)

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費



(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	火災保険 委託料 7,548 多世代・多機能型交流拠点 運営委託 5,557 多世代・多機能型交流拠点 システム構築等委託 1,991 備品購入費 2,500 初度備品 39. 新型コロナウイルス感染症緊急 対策生活応援事業 8,000 [健康推進課] 需用費 8,000 消耗品費 (8,000) 事業用消耗品	
					8,000						
6. 社会福祉 施設費	112,475	6,200	118,675				6,200				
							6,200	10. 需用費	6,200	1. 地域・地区センター費 6,200	
								5. 光熱水費	6,200	[地域活性課] 需用費 6,200 光熱水費 (6,200) 電気料 5,500 ガス料 700	
計	6,677,190	24,800	6,701,990		18,600		6,200				

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 児童措置費	千円 4,032,658	千円 13,959	千円 4,046,617	千円	千円 13,959	千円	千円		千円		
					13,959			1. 報酬	949	13. 高校生等医療費助成 13,959	
								10. 需用費	311	[子ども政策課] 報酬 949	
								1. 消耗品費	40		

									4. 印刷製本費	271	一般事務報酬 需用費	311
									11. 役務費	808	消耗品費	(40)
									1. 通信運搬費	808	事務用消耗品 印刷製本費	(271)
									12. 委託料	11,891	医療証 医療証用封筒 返信用封筒	65 82 124
											役務費 通信運搬費 郵送料	808 (808)
											委託料 福祉総合システム改修委託 医療証封入委託	11,891 11,660 231
3. 児童福祉施設費	80,667	3,300	83,967					3,300				
									10. 需用費	3,300	1. 子育て・教育支援複合施設関係費	3,300
								3,300	5. 光熱水費	3,300	[子ども発達支援課]	
											需用費 光熱水費 電気料 ガス料	3,300 (3,300) 2,500 800
4. 保育園費	845,055	4,000	849,055					4,000				
								4,000	10. 需用費	4,000	3. 保育園維持管理費	4,000
									5. 光熱水費	4,000	[児童育成課]	
											需用費 光熱水費 電気料	4,000 (4,000)
5. 学童保育費	208,093	1,400	209,493					1,400				
								1,000	10. 需用費	1,400	2. 学童保育所維持管理費	1,000
									5. 光熱水費	1,400	[児童育成課]	
											需用費 光熱水費 電気料	1,000 (1,000)
								400			3. 放課後クラブ	400

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	〔児童育成課〕 需用費 400 光熱水費 (400) 電気料	
計	7,947,987	22,659	7,970,646		13,959		8,700				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生 総務費	千円 499,566	千円 13,860	千円 513,426	千円	千円	千円	千円 13,860		千円	3. あいとびあセンター管理運営 費 13,860 〔健康推進課〕 需用費 13,500 光熱水費 (13,500) 電気料 11,000 ガス料 2,500 役務費 360 通信運搬費 (360) 電話料	
								10. 需用費	13,500		
								5. 光熱水費	13,500		
2. 予防費	582,326	270,000	852,326	270,000	270,000					9. 新型コロナ予防接種 270,000 〔新型コロナ予防接種室〕 報酬 2,721 一般事務報酬 職員手当等 1,053 需用費 6,000 消耗品費 (6,000)	
								1. 報酬	2,721		
								3. 職員手当等	1,053		
								10. 需用費	6,000		
								1. 消耗品費	6,000		
								11. 役務費	8,720		
								1. 通信運搬費	8,720		
								12. 委託料	197,900		

									13. 使用料及び 賃借料	606	事業用消耗品 2,000 医療用消耗品 4,000
									18. 負担金, 補助及び 交付金	53,000	役務費 8,720 通信運搬費 (8,720) 郵送料 委託料 197,900 新型コロナ予防接種事業支 援業務委託 26,433 接種券等作成・封入封かん 委託 7,000 新型コロナ予防接種会場清 掃委託 3,000 新型コロナ予防接種会場設 置等委託 16,000 新型コロナ予防接種会場運 営委託 132,367 新型コロナワクチン接種案 内チラシ作成及び全戸配布 委託 2,600 新型コロナワクチン接種予 診票データ化業務委託 5,500 臨時シャトルバス運行委託 5,000
											使用料及び賃借料 606 モバイルルーター借上 60 複合機借上 66 携帯電話借上 198 駐車場用地借上 160 手話通訳システム借上 122 負担金, 補助及び交付金 53,000 新型コロナワクチン接種費 負担金 46,000 新型コロナワクチン住民接 種医療機関協力金 7,000
計	1,250,427	283,860	1,534,287	270,000						13,860	

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明					
				特定財源				一般財源	区分		金額				
				国支出金	都支出金	地方債	その他								
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円							
1. 清掃総務費	63,851	50,000	113,851					50,000	24. 積立金	50,000	3. 清掃施設整備基金費 50,000				
								50,000					[財政課] 積立金 50,000 清掃施設整備基金積立金		
2. 塵芥処理費	1,063,003	9,408	1,072,411					5,000	10. 需用費	5,845	4. ごみ減量対策費 9,408				
								5,000				4,408	4. 印刷製本費	5,845	[清掃課] 需用費 5,845 印刷製本費 (5,845) プラスチック類ごみ分別表 示用マグネットシート 930 プラスチック類ごみ分別ガイド 2,143 プラスチック類ごみ分別チラシ 242 収集場所看板 2,530 委託料 3,563 指定袋製造及び配送委託 362 ごみ分別動画作成委託 1,848 プラスチック類ごみ分別ガイド配布委託 528 プラスチック類ごみ分別チラシ配布委託 825
												4,408	12. 委託料	3,563	
4. 清掃施設費	67,621	3,000	70,621					3,000	10. 需用費	3,000	1. リサイクルセンター維持管理費 3,000				
								3,000				5. 光熱水費	3,000	[清掃課] 需用費 3,000 光熱水費 (3,000) 電気料	

計	1,201,765	62,408	1,264,173				5,000	57,408		
---	-----------	--------	-----------	--	--	--	-------	--------	--	--

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
4. 土地利用 対策費	千円 4,013	千円 9,372	千円 13,385	千円	千円 7,029	千円	千円	千円 2,343		千円		
					7,029			2,343	12. 委託料	9,372	1. 市民農園関係費 〔地域活性課〕 委託料 市民農園新設整備委託	9,372
計	30,220	9,372	39,592		7,029			2,343				

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
2. 道路維持費	千円 217,679	千円 200	千円 217,879	千円	千円	千円	千円	千円 200		千円		
								200	10. 需用費	200	1. 道路維持費 〔道路交通課〕 需用費 光熱水費 電気料	200
									5. 光熱水費	200		
4. 道路照明費	30,621	7,000	37,621					7,000				
								7,000	10. 需用費	7,000	1. 街路灯維持管理費 〔道路交通課〕 需用費 光熱水費 電気料	7,000
									5. 光熱水費	7,000		
5. 交通安全 対策費	39,857	90	39,947					90				
								90	10. 需用費	90	2. 自転車整理関係費 〔道路交通課〕 需用費	90
									5. 光熱水費	90		

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
計	509,075	7,290	516,365				7,290				
										光熱水費 (90)	
										返還事務所電気料 50	
										自転車置場電気料 40	

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画 総務費	千円 287,144	千円 350,000	千円 637,144	千円	千円	千円	千円 350,000		千円	千円	
							350,000	24. 積立金	350,000	10. 都市計画事業基金費 350,000	
										[財政課] 積立金 350,000 都市計画事業基金積立金	
2. 再開発費	15,529	258,200	273,729				258,200				
							258,200	27. 繰出金	258,200	1. 駐車場事業特別会計繰出 258,200	
										[財政課] 繰出金 258,200 駐車場事業特別会計繰出金	
4. 公園緑地費	377,208	△102,471	274,737		△4,000	△75,700	△22,771				
					△4,000	△75,700	△22,771	12. 委託料	2,721	5. 都市計画公園整備費 △102,471	
								13. 使用料及び 賃借料	△100	[整備課] 委託料 2,721 申請業務委託 △2,614 管理委託 2,365 構造調査業務委託 2,970 使用料及び賃借料 △100 資材置き場賃借料 工事請負費 △105,000 公園整備工事	
								14. 工事請負費	△105,000		
								21. 補償, 補填 及び賠償金	△92		

										補償、補填及び賠償金 物件移転補償	△92
計	1,458,100	505,729	1,963,829		△4,000	△75,700		585,429			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
2. 非常備 消防費	千円 106,778	千円 3,400	千円 110,178	千円	千円	千円	千円	千円 3,400			千円	
								3,400	10. 需用費	400	2. 消防施設維持管理費 〔安心安全課〕 需用費	3,400
									5. 光熱水費	400	光熱水費	400
									17. 備品購入費	3,000	電気料 備品購入費 消防装備用備品	3,000
計	1,266,042	3,400	1,269,442					3,400				

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	千円 182,427	千円 72	千円 182,499	千円	千円	千円	千円	千円 72			千円	
								72	1. 報酬	144	8. コミュニティ・スクール 〔学校教育課〕 報酬	72
									7. 報償費	△72	学校運営協議会委員報酬 報償費	△72
計	583,822	72	583,894					72				

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費



## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	千円 278,354	千円 47,000	千円 325,354	千円	千円	千円	千円			千円	
							47,000				
							47,000	10. 需用費	47,000	1. 学校維持管理費	
								5. 光熱水費	47,000	[学校教育課]	
										需用費	
										47,000	
										光熱水費	
										(47,000)	
										電気料	
										21,000	
										ガス料	
										26,000	
計	1,000,596	47,000	1,047,596				47,000				

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	千円 153,849	千円 27,500	千円 181,349	千円	千円	千円	千円			千円	
							27,500				
							27,500	10. 需用費	27,500	2. 学校維持管理費	
								5. 光熱水費	27,500	[学校教育課]	
										需用費	
										27,500	
										光熱水費	
										(27,500)	
										電気料	
										12,000	
										ガス料	
										15,500	
5. 学校給食費	257,112	6,000	263,112				6,000				
							6,000	10. 需用費	6,000	2. 給食センター管理運営費	
								5. 光熱水費	6,000		
										6,000	
										[学校教育課]	
										需用費	
										6,000	
										光熱水費	
										(6,000)	
										電気料	
										3,500	
										ガス料	
										2,500	
計	570,563	33,500	604,063				33,500				

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会教育 総務費	千円 297,327	千円 150	千円 297,477	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							150	10. 需用費	150	10. 古民家園管理運営費 150	
							150	5. 光熱水費	150	[社会教育課] 需用費 150 光熱水費 (150) 電気料	
2. 市民 センター費	75,027	6,400	81,427				6,400				
							6,400	10. 需用費	6,400	1. 市民センター管理費 6,400	
								5. 光熱水費	6,400	[公民館] 需用費 6,400 光熱水費 (6,400) 電気料 5,500 ガス料 900	
3. 公民館費	105,156	4,200	109,356				4,200				
							4,200	10. 需用費	4,200	1. 西河原公民館管理費 4,200	
								5. 光熱水費	4,200	[公民館] 需用費 4,200 光熱水費 (4,200) 電気料 4,000 ガス料 200	
計	1,390,428	10,750	1,401,178				10,750				

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健体育 総務費	千円 11,936	千円 8,112	千円 20,048	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
				8,112							
				8,112							
								7. 報償費	381	6. 市民スポーツ振興費 8,112	
								8. 旅費	2	[社会教育課]	
								2. 普通旅費	2	報償費 381	
								11. 役務費	7	ラジオ体操指導員謝礼	

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1. 通信運搬費	千円 7	旅費 普通旅費 (2)	
								12. 委託料	7,722	職員出張旅費 役務費 通信運搬費 郵送料 委託料 運動の習慣化による健康づくり教室実施委託	
計	136,375	8,112	144,487	8,112							

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 財政調整基金費	千円 237	千円 200,358	千円 200,595	千円	千円	千円	千円		千円		
								24. 積立金	200,358	1. 財政調整基金費 〔財政課〕 積立金 財政調整基金積立金	
計	239	200,358	200,597				200,358				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	年 間 支 給 率 (月 分) 期 末 手 当 (千 円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千 円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		28,716	(4.45) 12,780				41,496	6,961	48,457	
	議 員	22	123,021		(4.40) 53,879				176,900	38,424	215,324	
	そ の 他 の 特 別 職	840	69,175						69,175		69,175	
	計	865	192,196	28,716	66,659				287,571	45,385	332,956	
補 正 前	長 等	3		28,716	(4.45) 12,780				41,496	6,961	48,457	
	議 員	22	123,021		(4.40) 53,879				176,900	38,424	215,324	
	そ の 他 の 特 別 職	822	69,031						69,031		69,031	
	計	847	192,052	28,716	66,659				287,427	45,385	332,812	
比 較	長 等	0		0	0				0	0	0	
	議 員	0	0		0				0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	18	144						144		144	
	計	18	144	0	0				144	0	144	

2 一般職

(1) 総括 ( )内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(10) 【549】 437	749,936	1,672,681	1,411,184	3,833,801	602,060	4,435,861
補正前	(10) 【548】 437	746,266	1,672,681	1,410,131	3,829,078	602,060	4,431,138
比較	(0) 【1】 0	3,670	0	1,053	4,723	0	4,723

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備考
補正後	282,999	33,984	58,671	9,900	104,025	754,649	207	35,616	25,600	105,533	
補正前	282,999	33,984	58,671	9,900	104,025	754,649	207	35,616	25,600	104,480	
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,053	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
報酬	3,670	その他の増減分		3,670	その他の増加分 3,670
給料	0	給与改定に伴う増減分		0	給与改定に伴う増減分 0
		その他の増減分		0	新陳代謝等に伴う増減分 0
職員手当	1,053	制度改定に伴う増減分		0	制度改定に伴う増減分 0
		その他の増減分		1,053	その他の増加分 1,053

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,203,884	千円 8,089,584	千円 787,500	千円 693,281	千円 8,183,803
(1) 総務債	593,478	537,728		49,702	488,026
(2) 民生債	1,979,786	1,905,507		88,391	1,817,116
(3) 衛生債	449,078	427,524		24,703	402,821
(4) 土木債	1,643,930	1,512,644	141,300	162,608	1,491,336
(5) 消防債	259,137	230,487	49,600	28,669	251,418
(6) 教育債	3,278,475	3,475,694	596,600	339,208	3,733,086
2. 減税補てん債	213,171	146,339		54,617	91,722
3. 臨時財政対策債	10,501,791	10,159,769	300,000	843,652	9,616,117
4. 減収補てん債	31,011	31,011			31,011
合 計	18,949,857	18,426,703	1,087,500	1,591,550	17,922,653

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 27 号

令和 4 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第27号別紙

令和4年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)



## 令和4年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,036,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月29日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 都 支 出 金		5,329,785	910	5,330,695
	1. 都 補 助 金	5,329,784	910	5,330,694
5. 繰 越 金		1	94,954	94,955
	1. 繰 越 金	1	94,954	94,955
歳 入 合 計		7,940,136	95,864	8,036,000

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 保 険 給 付 費		5,104,466	910	5,105,376
	7. 傷 病 手 当 金	80	910	990
6. 諸 支 出 金		14,202	94,954	109,156
	1. 償 還 金 及 び 還 付 金	14,201	82,000	96,201
	2. 繰 出 金	1	12,954	12,955
歳 出 合 計		7,940,136	95,864	8,036,000

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 都支出金	5,329,785	910	5,330,695
5. 繰越金	1	94,954	94,955
歳入合計	7,940,136	95,864	8,036,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	5,104,466	910	5,105,376	0	910	0	0	0
6. 諸支出金	14,202	94,954	109,156	0	0	0	0	94,954
歳出合計	7,940,136	95,864	8,036,000	0	910	0	0	94,954

2. 歳入

(款) 3. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 保険給付費等 交付金	千円 5,215,605	千円 910	千円 5,216,515	2. 特別交付金	千円 910	2. 特別調整交付金分(市町村分)
計	5,329,784	910	5,330,694			

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 94,954	千円 94,955	1. 繰越金	千円 94,954	1. 前年度繰越金
計	1	94,954	94,955			

3. 歳出

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 傷病手当金	千円 80	千円 910	千円 990	千円	千円 910	千円	千円		千円	千円	
					910			18. 負担金, 補助及び 交付金	910	1. 傷病手当金の支給 〔保険年金課〕 負担金, 補助及び交付金 傷病手当金	
計	80	910	990		910						

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者償還金及び還付金	千円 14,000	千円 77,540	千円 91,540	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							77,540	22. 償還金, 利子及び 割引料	77,540	1. 一般被保険者償還金及び還付金 〔保険年金課〕 償還金, 利子及び割引料 過年度還付金及び還付加算金	
							77,540			77,540	
3. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金	0	4,460	4,460				4,460				
							4,460	22. 償還金, 利子及び 割引料	4,460	1. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金 〔保険年金課〕 償還金, 利子及び割引料 過年度還付金及び還付加算金	
							4,460			4,460	
計	14,201	82,000	96,201				82,000				

## (項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	千円 1	千円 12,954	千円 12,955	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							12,954	27. 繰出金	12,954	1. 一般会計繰出金 〔保険年金課〕 繰出金 一般会計繰出金	
計	1	12,954	12,955				12,954			12,954	

議案第 28 号

令和 4 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。



議案第28号別紙

令和4年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

## 令和4年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,339千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,250,657千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月29日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
4. 繰越金		1	1,189	1,190
	1. 繰越金	1	1,189	1,190
5. 諸収入		73,279	1,150	74,429
	4. 受託事業収入	69,135	1,150	70,285
歳入	合 計	2,248,318	2,339	2,250,657

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 広域連合納付金		2,114,320	△7,066	2,107,254
	1. 広域連合納付金	2,114,320	△7,066	2,107,254
4. 諸支出金		1,221	9,405	10,626
	1. 償還金及び還付加算金	1,220	1,766	2,986
	2. 繰出金	1	7,639	7,640
歳出	合 計	2,248,318	2,339	2,250,657

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	1,189	1,190
5. 諸収入	73,279	1,150	74,429
歳入合計	2,248,318	2,339	2,250,657

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 広域連合納付金	2,114,320	△7,066	2,107,254	0	0	0	0	△7,066
4. 諸支出金	1,221	9,405	10,626	0	0	0	0	9,405
歳出合計	2,248,318	2,339	2,250,657	0	0	0	0	2,339

2. 歳入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 1,189	千円 1,190	1. 繰越金	千円 1,189	千円 1. 前年度繰越金
計	1	1,189	1,190			

(款) 5. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 受託事業収入	千円 69,135	千円 1,150	千円 70,285	2. 葬祭費 受託事業収入	千円 1,150	千円 1. 葬祭費受託事業収入
計	69,135	1,150	70,285			

3. 歳出

(款) 2. 広域連合納付金

(項) 1. 広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 広域連合 分賦金	千円 2,114,320	千円 △7,066	千円 2,107,254	千円	千円	千円	千円	千円 △7,066 △7,066	千円 △7,066	千円 1. 広域連合負担金 △7,066 〔保険年金課〕 負担金, 補助及び交付金 △7,066 療養給付費負担金 △5,081 保険料負担金 △5,253 保険基盤安定負担金 1 保険料軽減措置負担金 2,103 葬祭事業費負担金 1,164	
計	2,114,320	△7,066	2,107,254					△7,066			

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保険料 還付金	千円 1,210	千円 1,766	千円 2,976	千円	千円	千円	千円	千円 1,766 1,766	千円 1,766	千円 1. 保険料還付金 1,766 〔保険年金課〕 償還金, 利子及び割引料 1,766 保険料還付金	
計	1,220	1,766	2,986					1,766			

## (項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源				一般財源	区分		金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 一般会計繰出金	千円 1	千円 7,639	千円 7,640	千円	千円	千円	千円	千円 7,639		千円		
								7,639	27. 繰出金	7,639	1. 一般会計繰出金 〔保険年金課〕 繰出金 一般会計繰出金	7,639
計	1	7,639	7,640					7,639				



議案第 29 号

令和 4 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第29号別紙

令和4年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

## 令和4年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,331,505千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月29日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
9. 繰越金		1	201,108	201,109
	1. 繰越金	1	201,108	201,109
歳入	合計	7,130,397	201,108	7,331,505

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
5. 基金積立金		10	129,977	129,987
	1. 基金積立金	10	129,977	129,987
7. 繰出金		36,136	4	36,140
	1. 繰出金	36,136	4	36,140
8. 諸支出名		2,002	71,127	73,129
	1. 償還金及び還付加算金	2,001	71,127	73,128
歳出	合計	7,130,397	201,108	7,331,505

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
9. 繰越金	1	201,108	201,109
歳入合計	7,130,397	201,108	7,331,505

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
5. 基金積立金	10	129,977	129,987	0	0	0	0	129,977
7. 繰出金	36,136	4	36,140	0	0	0	0	4
8. 諸支出金	2,002	71,127	73,129	0	0	0	0	71,127
歳出合計	7,130,397	201,108	7,331,505	0	0	0	0	201,108

2. 歳入

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 201,108	千円 201,109	1. 繰越金	千円 201,108	千円 1. 前年度繰越金
計	1	201,108	201,109			

3. 歳出

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 介護保険給付費準備基金積立金	千円 10	千円 129,977	千円 129,987	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							129,977	24. 積立金	129,977	1. 介護保険給付費準備基金積立金 129,977	
							129,977			[高齢障がい課] 積立金 129,977 介護保険給付費準備基金積立金	
計	10	129,977	129,987				129,977				

(款) 7. 繰出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 他会計繰出金	千円 36,136	千円 4	千円 36,140	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							4	27. 繰出金	4	1. 他会計繰出金 4	
							4			[高齢障がい課] 繰出金 4 他会計繰出金	
計	36,136	4	36,140				4				

(款) 8. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 償還金	千円 1	千円 71,127	千円 71,128	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							71,127				



								71,127	22. 償還金, 利子及び 割引料	71,127	1. 国庫支出金等過年度分返還金 71,127
											[高齢障がい課] 償還金, 利子及び割引料 71,127 国庫支出金等過年度分返還 金
計	2,001	71,127	73,128					71,127			

議案第 30 号

令和 4 年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

駐車場事業特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第30号別紙

令和4年度

狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

## 令和4年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度狛江市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307,448千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

令和4年8月29日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 繰入金		15,529	258,200	273,729
	1. 繰入金	15,529	258,200	273,729
6. 市債		254,200	△254,200	0
	1. 市債	254,200	△254,200	0
歳入合計		303,448	4,000	307,448

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 事業費		303,448	4,000	307,448
	1. 事業費	303,448	4,000	307,448
歳出合計		303,448	4,000	307,448

第二表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
駐 車 場 整 備 事 業 債	千円 254,200	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、20 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	駐 車 場 整 備 事 業 債				
計	254,200				計	0			

狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	15,529	258,200	273,729
6. 市債	254,200	△254,200	0
歳入合計	303,448	4,000	307,448

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 事業費	303,448	4,000	307,448	0	0	△254,200	0	258,200
歳出合計	303,448	4,000	307,448	0	0	△254,200	0	258,200



2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 15,529	千円 258,200	千円 273,729	1. その他一般会計繰入金	千円 258,200	千円 1. その他一般会計繰入金
計	15,529	258,200	273,729			

(款) 6. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 市債	千円 254,200	千円 △254,200	千円 0	1. 市債	千円 △254,200	千円 1. 駐車場整備事業債
計	254,200	△254,200	0			

3. 歳出

(款) 1. 事業費

(項) 1. 事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 駐車場 管理費	千円 303,448	千円 4,000	千円 307,448	千円	千円	千円 △254,200	千円	千円 258,200		千円	
						△254,200		258,200	10. 需用費	2,500	
									5. 光熱水費	2,500	
									18. 負担金, 補助及び 交付金	1,500	
計	303,448	4,000	307,448			△254,200		258,200			

1. 狛江駅北口地下駐車場管理運営費 4,000  
〔道路交通課〕  
需用費 2,500  
光熱水費 (2,500)  
電気料  
負担金, 補助及び交付金 1,500  
再開発ビル管理費負担金

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
(1) 駐車場整備事業債	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

議案第 31 号

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 6 条関係）		別表第 1（第 6 条関係）	
実施 機関	事務	実施 機関	事務
(略)		(略)	
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第 号）による高校生等の医療費の助成に関	市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第33号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	する事務であって規則で定めるもの		(略)		
市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第33号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
	(略)				
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報
	(略)		(略)		
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に	地方税関係情報であって規則で定めるもの	(略)		

改正後		改正前
	<p>よるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
(略)		

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項及び第19条第9号に基づく準備行為については、この条例の施行前においてもすることができる。

提案理由

高校生等に係る医療費の一部を助成する事務について、特定個人情報の独自利用等が必要となることに伴う所要の改正を行うため。

議案第 32 号

狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(使用料)</p> <p><b>第 4 条</b> 地域センターの施設の各室の使用料は、別表第 2，地区センターの施設の各室の使用料は、別表第 3 のとおりとし、施設の付属設備及び備品（以下「付属設備等」という。）の使用料は、<u>規則で別に定める。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p><b>第 4 条</b> 地域センターの施設の各室の使用料は、別表第 2，地区センターの施設の各室の使用料は、別表第 3 のとおりとし、施設の付属設備及び備品（以下「付属設備等」という。）の使用料は、<u>別表第 4 のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表第 4（第 4 条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">付属設備及び備品の名称</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">野川地域 センター</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">陶芸窯</td> <td style="text-align: center;">素焼 1 回</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本焼 1 回</td> <td style="text-align: center;">800</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	付属設備及び備品の名称	単位	使用料 (円)	野川地域 センター	陶芸窯	素焼 1 回	600	本焼 1 回	800
施設名	付属設備及び備品の名称	単位	使用料 (円)								
野川地域 センター	陶芸窯	素焼 1 回	600								
		本焼 1 回	800								

改正後	改正前			
	岩戸地域 センター	陶芸窯	素焼 1回	800
本焼 1回			1,000	

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行し、この条例による改正後の狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の規定は、令和4年12月1日以降の申込みに係る使用料について適用する。

提案理由

地域センター・地区センターの設備、備品を適切に整備及び更新し利用者の利便性の向上を図ることを目的に規則に委任することに伴う所要の改正を行うため。



議案第 33 号

狛江市民ホール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市民ホール条例の一部を改正する条例

狛江市民ホール条例（平成 7 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(使用料) <b>第 7 条</b> 市民ホールの使用料は、 <u>別表</u> に定めるとおりとし、使用の承認の際に納入しなければならない。 2 附属設備等の使用料は、 <u>規則</u> で別に定める。					(使用料) <b>第 7 条</b> 市民ホールの使用料は、 <u>別表第 1</u> に定めるとおりとし、使用の承認の際に納入しなければならない。 2 附属設備等の使用料は、 <u>別表第 2</u> に定めるとおりとする。				
<b>別表</b> （第 7 条関係） 施設の利用料 1 基本使用料					<b>別表第 1</b> （第 7 条関係） 施設の利用料 1 基本使用料				
区分	午前 9 時～ 12 時	午後 1 時～ 5 時	夜間 6 時～ 10 時	全日 午前 午後 9 時～ 10 時	区分	午前 9 時～ 12 時	午後 1 時～ 5 時	夜間 6 時～ 10 時	全日 午前 午後 9 時～ 10 時

改正後					改正前				
(略)					(略)				
楽屋(4)	300	500	700	1,500	楽屋(4) <u> (和室) </u>	300	500	700	1,500
(略)					(略)				
2 割増等使用料					2 割増等使用料				
<p>(1) 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。</p> <p>1人当たりの入場料等の最高額が</p> <p>ア 1,000円を超え、2,000円以下であるときは、20パーセント</p> <p>イ 2,000円を超え、3,000円以下であるときは、40パーセント</p> <p>ウ 3,000円を超え、4,000円以下であるときは、60パーセント</p> <p>エ 4,000円を超え、5,000円以下であるときは、80パーセント</p> <p>オ 5,000円を超えるときは、100パーセント</p> <p>(2) <u>使用者が物品販売等営業を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料に100パーセントの割合を乗じて得た額を加算する。</u></p>					<p>(1) 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。</p> <p>1人当たりの入場料等の最高額が</p> <p>ア 1,000円を超え、2,000円以下であるときは、20パーセント</p> <p>イ 2,000円を超え、3,000円以下であるときは、40パーセント</p> <p>ウ 3,000円を超え、4,000円以下であるときは、60パーセント</p> <p>エ 4,000円を超え、5,000円以下であるときは、80パーセント</p> <p>オ 5,000円を超えるときは、100パーセント</p> <p>(2) <u>使用者が次に掲げる用途で使用する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p>ア <u>テレビの公開放映及び公開録画のときは、50パーセント</u></p> <p>イ <u>ラジオの公開放送及び公開録音のときは、50パーセント</u></p> <p>ウ <u>物品販売等営業を目的とする行為のときは、100パーセント</u></p>				
<p>(3) 公演日以外に、練習等で、ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントの額とする。</p> <p>(4) 使用時間の超過は、管理上支障がない場合に限り承認し、その使用料は、1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき、使用の承認をした区分の基本使用料の</p>					<p>(3) 公演日以外に、練習等で、ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントの額とする。</p> <p>(4) 使用時間の超過は、管理上支障がない場合に限り承認し、その使用料は、1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき、使用の承認をした区分の基本使用料の</p>				

改正後	改正前																										
<p>30パーセントの額とする。ただし、全日使用の場合の超過は夜間区分の基本使用料の30パーセントの額とする。</p>	<p>30パーセントの額とする。ただし、全日使用の場合の超過は夜間区分の基本使用料の30パーセントの額とする。</p>																										
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</li> <li>2 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。</li> <li>3 午前と午後、午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。</li> <li>4 2日以上連続して使用する場合の閉館中の時間については、使用料を徴収しない。</li> </ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</li> <li>2 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。</li> <li>3 午前と午後、午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。</li> <li>4 2日以上連続して使用する場合の閉館中の時間については、使用料を徴収しない。</li> </ol>																										
	<p><u>別表第2（第7条関係）</u> <u>付属設備等の使用料</u></p> <p style="text-align: right;">（単位 円）</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 893 1214 1098">分類</th> <th data-bbox="1223 893 1460 1098">附属設備・器具名</th> <th data-bbox="1469 893 1550 1098">単位</th> <th data-bbox="1559 893 1684 1098">ホール</th> <th data-bbox="1693 893 1796 1098">リハサル室等</th> <th data-bbox="1805 893 1908 1098">展示室</th> <th data-bbox="1917 893 2033 1098">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1104 1214 1402" rowspan="3">舞台設備</td> <td data-bbox="1223 1104 1460 1219">ピアノ（スタインウェイ）</td> <td data-bbox="1469 1104 1550 1219">1台</td> <td data-bbox="1559 1104 1684 1219">10,000</td> <td data-bbox="1693 1104 1796 1219"></td> <td data-bbox="1805 1104 1908 1219"></td> <td data-bbox="1917 1104 2033 1219">調律料を除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 1225 1460 1340">ピアノ（ヤマハ）</td> <td data-bbox="1469 1225 1550 1340">1台</td> <td data-bbox="1559 1225 1684 1340">5,000</td> <td data-bbox="1693 1225 1796 1340"></td> <td data-bbox="1805 1225 1908 1340"></td> <td data-bbox="1917 1225 2033 1340">〃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 1347 1460 1402">ピアノ</td> <td data-bbox="1469 1347 1550 1402">1</td> <td data-bbox="1559 1347 1684 1402"></td> <td data-bbox="1693 1347 1796 1402">1,000</td> <td data-bbox="1805 1347 1908 1402"></td> <td data-bbox="1917 1347 2033 1402">〃</td> </tr> </tbody> </table>	分類	附属設備・器具名	単位	ホール	リハサル室等	展示室	備考	舞台設備	ピアノ（スタインウェイ）	1台	10,000			調律料を除く	ピアノ（ヤマハ）	1台	5,000			〃	ピアノ	1		1,000		〃
分類	附属設備・器具名	単位	ホール	リハサル室等	展示室	備考																					
舞台設備	ピアノ（スタインウェイ）	1台	10,000			調律料を除く																					
	ピアノ（ヤマハ）	1台	5,000			〃																					
	ピアノ	1		1,000		〃																					

改正後	改正前					
		台				
	演台（花台・脇台）	1式	1,000		1,000	
	司会者台	1台	500		500	
	プログラムスタンド	1台	100		100	
	式次第兼用黒板	1台	100		100	
	国旗・市旗	1枚	100			
	机	1脚	100	100	100	
	椅子（折りたたみ）	1脚	100	100	100	
	指揮者台	1台	300			
	譜面台	1台	100			

改正後	改正前					
	チェロ奏者椅子	1脚	1,000			
	コントラバス用椅子	1脚	200			指揮者用兼ねる
	演奏者用椅子	1脚	150			
	金屏風	1双	1,000			
	鳥の子屏風	1双	1,000			
	平台	1台	200			
	箱足・高足・中足・木台	1台	50			
	所作台	1式	5,000			
	架設花道	1式	1,000			
	松羽目	1	1,500			

改正後	改正前					
		式				
	鳥屋囲い	1 式	1,000			
	緋毛せん	1 枚	200			
	長布団	1 枚	200			
	上敷き	1 枚	200			
	人形立て	1 台	50			
	姿見	1 台	200			
	地衞り（グレー）	1 枚	1,000			
	幕類（紗幕・紅白幕・浅黄幕）	1 枚	1,000			
	定式幕	1 枚	1,000			

改正後		改正前						
	バレー用シート	1枚	1,000					
	高座用座布団	1枚	200					
	賞状盆	1台	500		500			
	ホワイトボード	1台	100	100	100			
	大太鼓	1式	1,000					
	ロコス1600	1台	1,500				オイルを除く	
	音響設備	音響反射板	1式	7,000				
		残響付加装置 (リバーブ)	1台	1,000				
		ステージスピーカー	1台	1,000				
		マイクロホン						

改正後	改正前					
	ダイナミック	1 本	1,000			
	コンデンサー	1 本	1,000			
	ワイヤレス	1 本	1,000			
	三点吊りマイ ク装置	1 式	1,500			マイク ロフォ ン別
	マイクロホン スタンド	1 本	100		100	
	カセットテー プレコーダー	1 台	1,000			
	デジタルオー ディオテーブ レコーダー	1 台	1,000			
	オープンテー プレコーダー	1 台	1,500			
	C Dプレーヤ ー	1 台	1,000			



改正後	改正前					
	音響・拡声装置	1式	5,000		2,500	ホール ー調整 卓・マ イク
						プロセ ニアム SP
						サイド SP FBS P
						展示室 ーアン プ・ス ピーカ ー
						マイク ロフォ ン
						CDプ レイヤ ー

改正後		改正前					
						テープ レコー ダー	
		カラオケ（各 種ソフトを除 く）	1 式			5,000	
	照明 設備	Aセット照明	1 式	5,700			セット 内容は 備考6
		Bセット照明	1 式	6,500			〃
		Cセット照明	1 式	12,800			〃
		Dセット照明	1 式	26,800			〃
		ボーダーライ ト 200W	1 列	2,000			72灯
		フットライト （ストリッ プ）60W	1 列	600			12灯

改正後	改正前					
	アッパーホリ ゾントライト 300W	1 列	2,000			56灯
	ローアホリゾ ントライト300 W	1 列	2,000			8灯
	スポットライ ト					
	凸レンズ 1 KW	1 台	300			
	フレネル 1 KW	1 台	300			
	凸 レ ン ズ 500W	1 台	200			
	フ レ ネ ル 500W	1 台	200			
	エリプソイダ ルスポットラ イト 1 KW	1 台	300			
	パーライト 1 KW	1 台	300			

改正後	改正前					
	エフェクトスポットライト 1 KW	1 台	300			
	サスペンションスポットライト 1 KW	1 台	300			
	フロントサイドスポットライト 1 KW	1 台	300			
	プロセニアムスポットライト 1 KW	1 台	300			
	トーメンタルスポットライト 1 KW	1 台	300			
	フットスポットライト 500 W	1 台	200			
	エフェクトマシン	1 台	1,000			先玉・種板付き

改正後	改正前					
	センタレスダブルマシン	1台	1,000			
	リップルマシン	1台	1,000			
	波マシン 1KW	1台	300			
	ミラーボール 300φ	1台	1,000			
	ストロボスコープ 250W	1台	1,000			
	オーロラマシン 500W	1台	1,000			
	シーリングスポットライト 1.5KW	1台	400			
	センターピンスポットライト 2KW	1台	2,000			クセノン
	I T O ライト 650W	1台	200			

改正後		改正前					
		ソウスフォー 650W	1 台	200			
その他		OHP	1 台	1,000		1,000	
		映写機					
		スライド	1 式	1,000			
		16mm	1 式	5,000			
		35mm	1 式	10,000			
		スクリーン	1 式	2,000			
		展示用パネル	1 枚			300	スタン ド付
		” 用ライト	1 式			2,000	
		持込器具使用 電源	1 k W	200			1 K W 未満の 端数は

改正後	改正前																																											
	<table border="1" data-bbox="1126 212 2036 331"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>切り上げ</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 付属設備等の使用料は、使用当日までに納入しなければならない。</p> <p>2 付属設備等の使用料は、午前、午後、夜間それぞれの区分を一単位として徴収する。</p> <p>3 使用時間の超過は、1時間（1時間に満たない場合は1時間とする。）につき当該使用料の30%の額とする。</p> <p>4 午前と午後、午後と夜間、又は全日を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。</p> <p>5 2日以上連続して使用する場合の閉館中の時間については、使用料を徴収しない。</p> <p>6 照明設備の内訳は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1126 890 2036 1385"> <tr> <td colspan="4">Aセット</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ト</td> </tr> <tr> <td>調光操作卓</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1 ボーダーライト（8回路）</td> <td>200W×</td> <td>1列</td> <td></td> </tr> <tr> <td>72灯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 ボーダーライト（8回路）</td> <td>200W×</td> <td>1列</td> <td></td> </tr> <tr> <td>72灯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フロントサイドスポットライト</td> <td>1.0KW</td> <td>6台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハロゲン8インチ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							切り上げ	Aセット				ト				調光操作卓	1式			第1 ボーダーライト（8回路）	200W×	1列		72灯				第2 ボーダーライト（8回路）	200W×	1列		72灯				フロントサイドスポットライト	1.0KW	6台		ハロゲン8インチ			
						切り上げ																																						
Aセット																																												
ト																																												
調光操作卓	1式																																											
第1 ボーダーライト（8回路）	200W×	1列																																										
72灯																																												
第2 ボーダーライト（8回路）	200W×	1列																																										
72灯																																												
フロントサイドスポットライト	1.0KW	6台																																										
ハロゲン8インチ																																												

改正後	改正前
	シーリング スポットライト 1.5KW 14台 ハロゲン8インチ
	Bセッ ト
	調光操作卓 1式
	天井反射板ライト 300Wハロ 38台 ゲンダウンライト
	フロントサイドスポットライト 1.0KWハ 12台 ロゲン8インチ
	シーリング スポットライト 1.5KWハ 14台 ロゲン8インチ
	プロセニウムスポットライト 1.0KWハ 6台 ロゲン8インチ
	Cセッ ト
	調光操作卓 1式
	第1 ボーダーライト (8回路) 200W×72 1列 灯
第2 ボーダーライト (8回路) 200W×72 1列 灯	



改正後	改正前
	<p>サスペンションスポットライト 1.0KWハ 28台 ロゲン8インチ</p> <p>アッパーホリゾントライト 300Wハロ 1列 ゲンフラット</p> <p>フロントサイドスポットライト 1.0KWハ 12台 ロゲン8インチ</p> <p>シーリング スポットライト 1.5KWハ 14台 ロゲン8インチ</p> <p>ローアホリゾントライト 300Wハロ 1列 ゲン8インチ×8灯</p>
	<p>Dセッ ト</p> <p>調光操作卓 1式</p> <p>第1 ボーダーライト (8回路) 200W×72 1列 灯</p> <p>第2 ボーダーライト (8回路) 200W×72 1列 灯</p> <p>アッパーホリゾントライト 300Wハロ 1列 ゲンフラット</p> <p>サスペンションスポットライト 1.0KWハ 56台</p>

改正後	改正前
	ロゲン8インチ フロントサイドスポットライト 1.0KWハ 24台 ロゲン8インチ シーリング スポットライト 1.5KWハ 20台 ロゲン8インチ ロアーホリゾンライト 300Wハロ 1列 ゲン8インチ×8灯 プロセニウムスポットライト 1.0KWハ 12台 ロゲン8インチ トーメンタルスポットライト 1.0KWハ 8台 ロゲン8インチ センターピンスポットライト 2.0KWク 2台 セノン フットライト 60W 12 8台 灯

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行し、この条例による改正後の狛江市民ホール条例の規定は、令和4年12月1日以降の申込みに係る使用料について適用する。

提案理由

市民ホールの設備、備品を適切に整備及び更新し利用者の利便性の向上を図ることを目的に規則に委任することに伴う所要の改正を行うため。

議案第 34 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正 後				改正 前			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
報酬額表				報酬額表			
(単位：円)				(単位：円)			
職名		区分	報酬額	職名		区分	報酬額
(略)				(略)			
人権尊重推進会議	会長	日額	12,300	人権尊重推進会議	会長	日額	12,300
	委員	日額	9,200		委員	日額	9,200
学校運営協議会委員		日額	1,000	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138	会長又は委員 長	日額	12,300

改正後				改正前			
地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員及びその他法令の規定に基づいて設置された機関の構成員でこの表中他の各項に該当しないもの（別に規定のある場合を除く。）	会長又は委員長	日額	12,300	条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員及びその他法令の規定に基づいて設置された機関の構成員でこの表中他の各項に該当しないもの（別に規定のある場合を除く。）	委員	日額	9,200
	委員	日額	9,200				
(略)				(略)			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づく学校運営協議会委員を非常勤特別職とする所要の改正を行うため。

議案第 35 号

狛江市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市税条例等の一部を改正する条例

(狛江市条例の一部改正)

第 1 条 狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p><b>第18条の4</b> 法第20条の10の証明書（以下本条において「納税証明書」という。）の交付<u>（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p><b>第18条の4</b> 法第20条の10の証明書（以下本条において「納税証明書」という。）の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に</p>

改正後	改正前
	<p>関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書  (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
5 (略)	5 (略)
<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p>

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p><b>第34条の9</b> 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税若しくは市民税</u>に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p><b>第36条の2</b> 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第</p>	<p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p><b>第34条の9</b> 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税</u>に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p><b>第36条の2</b> 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第</p>

改正後	改正前
<p>4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）</u>）<u>の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）</u>）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p>	<p>4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p>



改正後	改正前
<p>3～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p><b>第36条の3の2</b> 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</u>の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>3～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p><b>第36条の3の2</b> 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p><b>第36条の3の3</b> 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに</u></p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p><b>第36条の3の3</b> 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)</u>を有する者(以下この条において「公</p>

改正後	改正前
<p><u>限る。)</u>の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p><b>第53条の7</b> 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p><b>第73条の2</b> 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閱</u></p>	<p>的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p><b>第53条の7</b> 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p><b>第73条の2</b> 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)を<u>閱</u></p>

改正後	改正前
<p><u>覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の</u>手数料は、<u>手数料条例の定めるところによる。</u></p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p><b>第73条の3</b> 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）の<u>手数料は、手数料条例の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p><b>第7条の3の2</b> 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p><b>第10条の2</b> （略）</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p>	<p><u>覧する者は、手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p><b>第73条の3</b> 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、<u>手数料条例の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p><b>第7条の3の2</b> 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p><b>第10条の2</b> （略）</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>

改正後	改正前
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)
<b>第16条の3</b> (略)	<b>第16条の3</b> (略)
<p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>	<p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p>
3 (略)	3 (略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
<b>第17条の2</b> (略)	<b>第17条の2</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合におい	3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合におい

改正後	改正前
<p>て、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>て、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第20条の3</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係るの同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨</u></p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第20条の3</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定</p>

改正後	改正前
<p>及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき，又は第33条第6項」と，同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき，又は第33条第6項」と，同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u></p> <p><b>第26条</b> 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、<u>同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、<u>同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

（狛江市条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 狛江市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

改正後	改正前
<p><b>第1条</b> 狛江市税条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しないものを除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b> （市民税に関する経過措置）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p>2 <u>新条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに付則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	<p><b>第1条</b> 狛江市税条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b> （市民税に関する経過措置）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p>2 <u>新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中狛江市税条例付則第10条の2第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中狛江市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第53条の7の改正規定並びに同条例付則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（狛江市税条例付則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中狛江市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の狛江市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）



第3条 第1条の規定による新条例第36条の3の2第1項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の狛江市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 付則第1条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による新条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 付則第1条第3号に掲げる規定による新条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 36 号

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

狛江市立公民館条例（平成 5 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p><b>第 7 条</b> 公民館の施設及び陶芸窯の使用は有料とし、施設の使用料は別表第 2 のとおりとし、陶芸窯の使用料は規則で定めるとおりとする。</p> <p>2 法第 20 条に定める目的以外（以下「目的外」という。）に公民館を使用する場合は有料とし、施設の使用料は別表第 3 のとおりとし、付属設備及び備品の使用料は規則で定めるとおりとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p><b>第 7 条</b> 公民館の施設及び陶芸窯の使用は有料とし、施設の使用料は別表第 2、陶芸窯の使用料は別表第 3 のとおりとする。</p> <p>2 法第 20 条に定める目的以外（以下「目的外」という。）に公民館を使用する場合は有料とし、施設の使用料は別表第 4、付属設備の使用料は別表第 5 とし、備品の使用料は別表第 6 のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(使用料の納入)</p> <p><b>第 8 条</b> 公民館の施設、付属設備及び備品の使用料は、使用を開始する日までに納入しなければならない。</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p><b>第 8 条</b> 公民館の施設の使用料は使用の許可をする際に、陶芸窯の使用料は使用当日までに納入しなければならない。</p> <p>2 目的外に公民館の施設を使用する場合の使用料は使用の許可</p>

改正後	改正前																
	<p>をする際に、<u>付属設備及び備品の使用料は、使用当日までに納入しなければならない。</u></p> <p><u>別表第3（第7条関係）</u> <u>狛江市立公民館陶芸窯使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">(単位：円)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">狛江市立中央公民館 陶芸窯</td> <td>素焼</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>本焼</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">狛江市立西河原公民館 陶芸窯</td> <td>素焼</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>本焼</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>使用料は、使用工程1台ごとに1回とする。</u></p>	(単位：円)			名称	単位	使用料	狛江市立中央公民館 陶芸窯	素焼	600	本焼	800	狛江市立西河原公民館 陶芸窯	素焼	1,200	本焼	3,600
(単位：円)																	
名称	単位	使用料															
狛江市立中央公民館 陶芸窯	素焼	600															
	本焼	800															
狛江市立西河原公民館 陶芸窯	素焼	1,200															
	本焼	3,600															
<p><u>別表第3（第7条関係）</u> 狛江市立公民館施設使用料（目的外）</p>	<p><u>別表第4（第7条関係）</u> 狛江市立公民館施設使用料（目的外）</p>																
（略）	（略）																
備考 各室の使用は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。	備考 各室の使用は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。																
	<p><u>別表第5（第7条関係）</u> <u>狛江市立西河原公民館付属設備使用料（目的外）</u></p>																

改正後	改正前		
	(単位： 円)		
	付属設備の名称	単位	使用料
	反響板	1 式	4,000
	スクリーン	1 式	1,000
	フットライト (60W)	1 列	700
	アッパーホリゾントライト (200W)	1 列	800
	ローホリゾントライト (150W)	1 列	800
	ボーダーライト (150W)	1 列	700
	サスペンションライト (500W)	1 灯	300
	フロントサイドスポットライト (1 KW)	1 灯	300
	シーリングスポットライト (1 KW)	1 灯	300
	ピンスポットライト (1 KW)	1 灯	500
	スポットライト (500W)	1 灯	200
	エフェクトマシーン (1 KW)	1 式	1,300
舞台用スピーカー	1 式	2,000	

改正後	改正前		
	音響拡声器装置	1 式	3,000
	ビデオデッキ, モニターカメラ	1 式	2,000
	映写機 (多目的ホール)	1 台	3,000
	七宝焼窯	1 台	1,000
	映写機 (ポータブル)	1 式	1,000
	陶芸窯	素焼	5,000
	陶芸窯	本焼	15,000
	ビデオ編集機	1 式	3,000
		<p>付属設備の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、使用工程ごとに1回とする。</p>	
<p>狛江市立中央公民館付属設備使用料 (目的外)</p>			
	(単位 : 円)		
	付属設備の名称	単位	使用料
	スクリーン	1 式	1,000
	七宝焼窯	1 台	1,000
	映写機 (ポータブル)	1 式	1,000

改正後	改正前			
	陶芸窯	素焼	2,500	
	陶芸窯	本焼	3,400	
	<p>付属設備の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、使用工程ごとに1回1台とする。</p>			
	<p>別表第6（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>狛江市立西河原公民館備品使用料（目的外）</u></p>			
	（単位：円）			
	備品の名称	単位	使用料	適要
	所作台	1式	4,000	
	屏風	1双	1,000	
	演壇	1台	500	花置台付
	指揮台	1台	200	
	譜面台	1台	100	
	平台	1台	200	
	箱馬	1台	50	
	花瓶	1器	200	

改正後	改正前			
	和太鼓	1 式	600	
	ダイナミックマイク	1 本	500	
	ワイヤレスマイク	1 本	1,000	
	コンデンサーマイク	1 本	800	
	ステレオカセットラジオ	1 台	100	
	ホール用簡易型移動式 アンプセット	1 式	2,000	ワイヤレ スマイク 2本含む
	移動アンプ	1 式	500	
	レコードプレーヤー	1 台	800	
	CDプレーヤー	1 台	500	
	DVDプレーヤー	1 台	500	
	カセットテープレコー ダー	1 台	500	
	グランドピアノ	1 台	3,000	
	アップライトピアノ	1 台	1,000	

改正後	改正前			
	ビデオセット	1 式	600	33インチ
	ビデオセット	1 式	500	29インチ
	スタジオ型ビデオカメラ	1 台	2,000	2 台
	CDラジオカセット	1 台	200	
	ミラーボール	1 台	800	
	OHP	1 式	500	
	スライドプロジェクター	1 式	500	
	移動用黒板	1 台	100	
	延長コード	1 本	100	
	持込器具	1 台	200	
備品の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。				
狛江市立中央公民館備品使用料（目的外）				
（単位： 円）				
備品の名称	単位	使用料	摘要	



改正後	改正前			
	譜面台	1台	100	
	ビデオセット	1式	600	50インチ 33インチ
	ダイナミックマイク	1本	500	
	ワイヤレスマイク	1本	1,000	
	移動アンプ	1式	500	
	CDプレーヤー	1台	500	
	DVDプレーヤー	1台	500	
	カセットテープレコーダー	1台	500	
	アップライトピアノ	1台	1,000	
	ビデオセット	1式	600	50インチ
	ビデオセット	1式	500	29インチ
	OHP	1式	500	
	スライドプロジェクター	1式	500	
	延長コード	1本	100	

改 正 後	改 正 前			
	カラオケ機	1 台	2,000	
	ホール用音響機器一式	1 式	2,000	マイク含 む
備品の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。				

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の狛江市立公民館条例の規定は、令和4年10月1日以降の使用に係る使用料について適用する。ただし、第7条の改正規定は、令和4年12月1日から施行し、令和4年12月1日以降の使用に係る使用料について適用する。

提案理由

使用料の納入時期の整理を行い、また設備、備品を適切に整備及び更新し利用者の利便性の向上を図ることを目的に規則に委任することに伴う所要の改正を行うため。

議案第 37 号

狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「高校生等」とは、15歳に達した日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から18歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない高校生等を監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 高校生等が何人からも監護されておらず、狛江市（以下「市」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人

3 前項第 1 号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例でいう「父」には、母が、高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同

様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する高校生等を養育している者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者  
(所得制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する高校生等について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院

時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

- 2 前項における助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者(以下「対象者」という。)が、医療証(国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類)を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部負担金相当額の支払方法)

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第9条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 対象者は、現況について、規則に定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。
- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則に定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第11条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第12条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第13条 第3条、第4条、第5条、第7条、第9条及び第11条に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 医療証交付の申請、その他この条例を施行するために必要な準備行為については、この条例の施行前においても行うこ

とができる。

(狛江市高校生世代の児童の医療費の助成に関する条例の廃止等)

3 狛江市高校生世代の児童の医療費の助成に関する条例(令和3年条例第3号)は、廃止する。

4 前項の規定にかかわらず、狛江市高校生世代の児童の医療費の助成に関する条例第6条から第8条までの規定は、令和5年3月31日診療分までについて、なおその効力を有する。

別表(第6条関係)

区 分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院(施術を含む。)に係る医療費 (通院1回当たり)	200円

(注) 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合にあつては、その満たない額

提案理由

高校生等に係る医療費の一部を助成するに当たり、必要な事項を定めるため。

議案第 38 号

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例（平成 6 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 2 章 市長の基本的責務（第 3 条—第 8 条）	第 2 章 市長の基本的責務（第 3 条—第 9 条）
第 3 章 事業者の基本的責務（第 9 条）	第 3 章 事業者の基本的責務（第 10 条）
第 4 章 市民の基本的責務（第 10 条）	第 4 章 市民の基本的責務（第 11 条）
第 5 章 廃棄物の減量及び再利用等（第 11 条—第 20 条）	第 5 章 廃棄物の減量及び再利用（第 12 条—第 26 条）
第 6 章 適正処理困難物の抑制（第 21 条—第 23 条）	第 6 章 適正処理困難物の抑制（第 27 条—第 29 条）
第 7 章 一般廃棄物の適正処理等（第 24 条—第 39 条）	第 7 章 一般廃棄物の処理等（第 30 条—第 45 条）
第 8 章 一般廃棄物処理手数料（第 40 条—第 43 条）	第 8 章 産業廃棄物（第 46 条—第 48 条）
第 9 章 一般廃棄物処理業（第 44 条—第 50 条）	第 9 章 廃棄物処理手数料（第 49 条—第 51 条）
第 10 章 浄化槽清掃業（第 51 条—第 54 条）	第 10 章 一般廃棄物処理業（第 52 条—第 58 条）
第 11 章 地域の生活環境（第 55 条—第 60 条）	第 11 章 浄化槽清掃業（第 59 条—第 63 条）
第 12 章 雑則（第 61 条—第 64 条）	第 12 章 地域の生活環境（第 64 条—第 67 条）
第 13 章 罰則（第 65 条）	第 13 章 雑則（第 68 条—第 73 条）
	第 14 章 罰則（第 74 条—第 76 条）



改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>家庭系廃棄物</u> 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>資源物</u> <u>市長が行う廃棄物の収集において、</u>再利用を目的として分別して収集する廃棄物をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>家庭廃棄物</u> 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>資源物</u> 再利用を目的として分別して収集する廃棄物をいう。</p>
<p><u>(市長の基本的責務)</u></p>	<p><u>(市長の責務)</u></p>
<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 市長は、<u>廃棄物の処理及び再利用の促進</u>に関する事業の実施に当たっては、<u>施設の整備及び作業方法の改善</u>を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>3 <u>市長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</u></p>	<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 市長は、<u>廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善</u>を図る等その能率的な運営をしなければならない。</p> <p>3 <u>市長は、廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。</u></p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p><u>(他の地方公共団体との協力)</u></p> <p><b>第9条</b> <u>市長は、廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(事業者の基本的責務)</u></p> <p><b>第9条</b> 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工、<u>流通</u>、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。</p> <p>3 事業者は、物の製造、加工、<u>流通</u>、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合は、その回収に努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>5 事業者は、廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理の確保<u>に関し</u>、市の施策に協力しなければならない。</p>	<p><u>公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。</u></p> <p><u>(事業者の責務)</u></p> <p><b>第10条</b> 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。</p> <p>3 事業者は、その事業系廃棄物を単独又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>4 事業者は、廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理について、市の施策に協力しなければならない。</p>
<p><u>(市民の基本的責務)</u></p> <p><b>第10条</b> 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、<u>不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭系廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、家庭系廃棄物の減量に努めなければならない。</u></p> <p>2 市民は、家庭系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。</p>	<p><u>(市民の責務)</u></p> <p><b>第11条</b> 市民は、再生品の使用若しくは不用品の活用を行うことにより再利用を図り、廃棄物の発生を抑制し、その後生じた廃棄物を自ら処分することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、<u>廃棄物の減量のため排出者としての責任を明確にしなければならない。</u></p> <p>3 市民は、自ら適正な排出及び分別をするとともに発生抑制と排出抑制に努めなければならない。</p> <p>4 市民は、廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理について、市の施策に協力しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第5章 廃棄物の減量及び再利用等</b></p> <p>(市長の減量義務)</p> <p><b>第11条</b> 市長は、資源物の分別収集、<u>廃棄物の処理施設での資源物の回収等</u>を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら<u>再利用等</u>による廃棄物の減量に努めなければならない。</p> <p>(再利用等に関する計画)</p> <p><b>第12条</b> 市長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、<u>再利用等に関する計画</u>を定めるものとする。</p> <p>(事業者の減量義務)</p> <p><b>第13条</b> 事業者は、物の製造、加工、<u>流通</u>、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の<u>発生</u>の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、物の製造、加工、<u>流通</u>、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 廃棄物の減量及び再利用</b></p> <p>(市長の減量義務)</p> <p><b>第12条</b> 市長は、資源物の分別収集及び<u>廃棄物の処理施設での資源の回収</u>を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら<u>再利用</u>による廃棄物の減量に努めなければならない。</p> <p>(市長の再利用に関する減量計画)</p> <p><b>第13条</b> 市長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、<u>再利用に関する減量計画</u>を定めるものとする。</p> <p>(再利用に関する減量計画等の公表)</p> <p><b>第14条</b> 市長は、<u>前条で規定する減量計画を定めた場合には、公表するものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、市民等が廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物の減量に努めた結果を公表するものとする。</u></p> <p>(事業者の減量義務)</p> <p><b>第15条</b> 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の<u>発生抑制及び排出抑制</u>に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第</p>

改正後	改正前
<p>号) 第2条第4項に規定する再生資源をいう。) 及び再生品を利用するよう努めなければならない。</p> <p>(施設の利用)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p>	<p>2条第4項に規定する再生資源をいう。) 及び再生品を利用するよう努めなければならない。</p> <p><u>(事業者の再利用に関する計画)</u></p> <p><b>第16条</b> <u>規則で定める事業者は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。</u></p> <p>(施設の利用)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p><u>(資源回収業者への協力要請及び支援)</u></p> <p><b>第18条</b> <u>市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(再利用の容易性の自己評価)</u></p> <p><b>第19条</b> <u>事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供することにより、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。</u></p> <p><u>(適正包装等)</u></p> <p><b>第20条</b> <u>事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(事業用大規模建築物の所有者等の義務)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(改善勧告)</p> <p><b>第16条</b> 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(公表)</p>	<p>2 <u>事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。</u></p> <p>3 <u>事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。</u></p> <p>(事業用大規模建築物の所有者等の義務)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量、<u>再利用の促進</u>及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(改善勧告)</p> <p><b>第22条</b> 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、<u>又は当該事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反している</u>と認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(公表)</p>

改正後	改正前
<p><b>第17条</b> 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に<u>従わなかった</u>ときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(受入拒否)</p>	<p><b>第23条</b> 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に<u>従わない</u>ときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(受入拒否)</p>
<p><b>第18条</b> 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、<u>第16条</u>に規定する勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。</p> <p>(市民の自主的行動)</p>	<p><b>第24条</b> 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、<u>第22条</u>に規定する勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。</p> <p>(市民の自主的行動)</p>
<p><b>第19条</b> 市民は、資源物の分別を行うとともに、<u>集団回収等</u>の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。</p> <p>(商品の選択等)</p>	<p><b>第25条</b> 市民は、資源物の分別を行うとともに、<u>資源物集団回収等</u>の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。</p> <p>(商品の選択)</p>
<p><b>第20条</b> 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等の材質等を自ら判断し、廃棄物の減量及び環境保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、商品の購入に伴い、不要となる物品がある場合には、<u>事業者に対して下取り等を求めるように努めなければならない。</u></p> <p>(処理困難性の自己評価等)</p>	<p><b>第26条</b> 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。</p> <p>(処理困難性の自己評価等)</p>

改正後	改正前
<p><b>第21条</b> 事業者は、物の製造、加工、<u>流通</u>、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。</p> <p>(適正処理困難物の製造等の抑制)</p> <p><b>第22条</b> 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、<u>流通</u>、販売等を自ら抑制しなければならない。</p> <p>(事業者の下取り等の回収義務等)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、<u>流通</u>、販売等を行う事業者は、自らの<u>責任において</u>その適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>前項の規定により命ぜられた回収について事業者がこれを履行しない場合は、市長自ら当該適正処理困難物を回収し、又は第三者をしてこれを回収させ、その費用を当該事業者から徴収することができる。</u></p> <p>第7章 <u>一般廃棄物の適正処理等</u></p>	<p><b>第27条</b> 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、<u>及び</u>その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。</p> <p>(適正処理困難物の製造等の抑制)</p> <p><b>第28条</b> 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。</p> <p>(事業者の下取り等の回収義務)</p> <p><b>第29条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの<u>責任で</u>その適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7章 <u>一般廃棄物の処理等</u></p>

改正後	改正前
<p>(家庭系廃棄物の処理)</p> <p><u>第24条</u> 市長は、自らの責任において家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。</p> <p>2 家庭系廃棄物を市長の指定する処理施設へ運搬しようとする者は、規則で定める基準に従わなければならない。</p>	<p>(家庭系廃棄物の処理)</p> <p><u>第30条</u> 市長は、自らの責任で家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。</p>
<p>(事業系廃棄物の処理)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p>	<p>(事業系廃棄物の処理)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p>2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。</p>
<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p><u>第26条</u> 市長は、<u>法第6条の規定により一般廃棄物の処理に関する計画</u>（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。</p> <p>2 <u>市長は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。</u></p>	<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p><u>第32条</u> 市長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。</p> <p>2 <u>前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。</u></p>
<p>(一般廃棄物の処理)</p> <p><u>第27条</u> 市長は、<u>一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分</u>に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。</p>	<p>(一般廃棄物の処理)</p> <p><u>第33条</u> 市長は、<u>前条の規定により定めた計画に従い、家庭系廃棄物を処理</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>家庭系廃棄物の処理</u>に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。</p>



改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>(計画遵守義務)</p> <p><b>第28条</b> 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の<u>家庭系廃棄物及び資源物</u>を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等<u>一般廃棄物処理計画</u>に従わなければならない。</p> <p>2 占有者は、<u>家庭系廃棄物を収納する袋等</u>について、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生又は飛散しないようにするとともに、<u>家庭系廃棄物</u>を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。</p> <p>(家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出方法)</p> <p><b>第29条</b> 占有者は、<u>市長が収集、運搬及び処分を行う家庭系廃棄物</u>（粗大ごみ、し尿、<u>資源物</u>及び動物の死体を除く。）を排出するときは、<u>市長が指定する収集袋</u>（以下「<u>指定収集袋</u>」という。）を使用しなければならない。</p> <p>2 事業者は、<u>市長が収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物</u>（粗大ごみ、し尿、<u>資源物</u>及び動物の死体を除く。）を排出するときは、<u>指定収集袋</u>を使用しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第17条第2項</u>の規定は、前項の規定による公表について準用</p>	<p>3 (略)</p> <p>(計画遵守義務等)</p> <p><b>第34条</b> 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の<u>家庭廃棄物</u>を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等<u>第32条の規定により定められた計画</u>に従わなければならない。</p> <p>2 占有者は、<u>家庭廃棄物を収納する容器</u>について、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生又は飛散しないようにするとともに、<u>容器</u>を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。</p> <p>(家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等の排出方法)</p> <p><b>第34条の2</b> 占有者は、<u>市長の収集、運搬及び処分する家庭廃棄物</u>（粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。）を排出するときは、<u>第50条の2第1項の指定収集袋</u>を使用しなければならない。</p> <p>2 事業者は、<u>市長の収集、運搬及び処分する事業系一般廃棄物</u>（粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。）<u>又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物</u>を排出するときは、<u>第50条の2第1項の指定収集袋</u>を使用しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p><b>第34条の3</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第23条第2項</u>の規定は、前項の規定による公表について準用</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(狛江市行政手続条例の適用除外)</p> <p><b>第31条</b> (略)</p> <p>(排出禁止物)</p> <p><b>第32条</b> 占有者は、市長が行う<u>家庭系廃棄物</u>の収集に際して、次に掲げる<u>家庭系廃棄物</u>を排出してはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 引火性及び爆発性のある物</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>容積及び質量の著しく大きい物</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>家庭系廃棄物</u>の処理を著しく困難にし、又は<u>家庭系廃棄物</u>の処理施設の機能に支障が生ずる物</p> <p>2 占有者は、前項各号に掲げる<u>家庭系廃棄物</u>を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>(動物の死体)</p> <p><b>第33条</b> 犬、猫その他の動物の飼育者は、その飼育した動物の死</p>	<p>する。</p> <p>(狛江市行政手続条例の適用除外)</p> <p><b>第34条の4</b> (略)</p> <p>(排出禁止物)</p> <p><b>第35条</b> 占有者は、市長が行う<u>家庭廃棄物</u>の収集に際して、次に掲げる<u>家庭廃棄物</u>を排出してはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 引火性のある物</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>家庭廃棄物</u>の処理を著しく困難にし、又は<u>家庭廃棄物</u>の処理施設の機能に支障が生ずる物</p> <p>2 占有者は、前項各号に掲げる<u>家庭廃棄物</u>を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>(動物の死体)</p> <p><b>第36条</b> 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、<u>遅滞なく市長に届け出て、動物の死体をダンボール箱等に入れるなど、その指示に従わなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>体を自らの責任において処理しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、飼育者が不明な動物の死体の処理について市民から申出があった場合は、速やかにこれを処理しなければならない。</p> <p>(改善勧告)</p> <p><b>第34条</b> 市長は、占有者が第28条の規定に違反しているとき、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(収集拒否)</p> <p><b>第35条</b> 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、その措置の不履行期間中、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。</p> <p>(事業者の処理)</p> <p><b>第36条</b> (略)</p> <p>2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、<u>第27条第3項</u>に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。</p>	<p>(改善勧告)</p> <p><b>第37条</b> 市長は、占有者が第34条の規定に違反しているとき、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(収集拒否)</p> <p><b>第38条</b> 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。</p> <p>(事業者の処理)</p> <p><b>第39条</b> (略)</p> <p>2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、<u>第33条第3項</u>に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。</p> <p><u>(事業系一般廃棄物保管場所の設置)</u></p> <p><b>第40条</b> 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定す</p>

改正後	改正前
	<p><u>る保管場所に集めなければならない。</u></p> <p><u>(事業者に対する中間処理等の命令)</u></p> <p><b>第41条</b> <u>市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。</u></p> <p><b>2</b> <u>市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。</u></p> <p><u>(一般廃棄物管理票)</u></p> <p><b>第42条</b> <u>規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>前項に規定する受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><b>4</b> <u>市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。</u></p> <p><b>5</b> <u>前各項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。</u></p>

改正後	改正前
<p>(事業系一般廃棄物の受入拒否)</p> <p><b>第37条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p><b>第38条</b> 第27条第1項、第28条及び第30条から第34条までの規定は事業系一般廃棄物の処理について準用する。</p> <p><u>(大規模建築物及び中小規模建築物の廃棄物の保管場所の設置)</u></p> <p><b>第39条</b> 規則で定める大規模建築物又は中小規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管施設(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずること</p>	<p>(事業系一般廃棄物の受入拒否)</p> <p><b>第43条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(改善命令)</u></p> <p><b>第44条</b> 市長は、事業者が第39条第2項又は第40条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(準用)</p> <p><b>第45条</b> 第33条第1項及び第34条から第37条までの規定は事業系一般廃棄物の処理について準用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>ができる。</u></p> <p><b>第8章 一般廃棄物処理手数料</b></p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p><b>第40条</b> 市長は、<u>家庭系廃棄物を排出する占有者又は事業系一般</u></p>	<p><b>第8章 産業廃棄物</b></p> <p>(<u>一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物</u>)</p> <p><b>第46条</b> 市長は、<u>一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、第32条に規定する計画に含めるものとする。</u></p> <p>(<u>処理命令</u>)</p> <p><b>第47条</b> 市長は、<u>一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。</u></p> <p>(<u>準用</u>)</p> <p><b>第48条</b> <u>第33条、第34条、第37条、第40条、第41条及び第44条(第39条第2項の規定に違反したことによる改善命令に係るものを除く。)</u>の規定は、<u>一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。</u></p> <p><b>第9章 廃棄物処理手数料</b></p> <p>(<u>廃棄物処理手数料</u>)</p> <p><b>第49条</b> 市長は、<u>廃棄物の処理に関し、占有者又は事業者から別</u></p>

改正後	改正前
<p><u>廃棄物を排出する事業者から別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。</u></p> <p>2 既に納付した<u>一般廃棄物処理手数料</u>は、還付しない。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(手数料の算定)</p> <p><u>第41条</u> 市長は、前条に規定する<u>一般廃棄物処理手数料</u>（指定収集袋で排出するものを除く。）について、その廃棄物の重量を基準にして算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定収集袋の交付)</p> <p><u>第42条</u> 市長は前条第1項に規定する<u>一般廃棄物処理手数料</u>（<u>第29条第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものに限る。</u>）をあらかじめ納付した者又は次条の規定により当該<u>一般廃棄物処理手数料を減免した者と規則で定める場合を除き指定収集袋を交付する。</u></p> <p>(一般廃棄物処理手数料の減免)</p>	<p><u>表第1及び別表第2に定める廃棄物処理手数料を徴収する。</u></p> <p>2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(手数料の算定)</p> <p><u>第50条</u> 市長は、前条に規定する<u>廃棄物処理手数料</u>（指定収集袋で排出するものを除く。）について、その廃棄物の重量を基準にして算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定収集袋の交付)</p> <p><u>第50条の2</u> <u>第49条第1項に規定する廃棄物処理手数料</u>（指定収集袋で排出するものに限る。）をあらかじめ納付した者又は次条の規定による<u>廃棄物処理手数料</u>（指定収集袋で排出するものに限る。）の減免を受けた者に<u>指定収集袋を交付する。</u></p> <p>2 <u>指定収集袋について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(手数料の減免)</p>

改正後	改正前
<p><b>第43条</b> 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、<u>第40条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料を減免することができる。</u></p>	<p><b>第51条</b> 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、<u>第49条に規定する廃棄物処理手数料を申請により減免することができる。</u></p>
<p><b>第9章</b> 一般廃棄物処理業</p>	<p><b>第10章</b> 一般廃棄物処理業</p>
<p>(業の許可)</p>	<p>(業の許可)</p>
<p><b>第44条</b> (略)</p>	<p><b>第52条</b> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。</p>	<p>3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p>	<p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p>
<p>ア <u>法第7条第5項第4号イからルまでの一に該当する者</u></p>	<p>ア <u>法第7条第3項第4号イからチまでの一に該当する者</u></p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ <u>この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u></p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>エ (略)</p>	<p>エ (略)</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>(業の変更の許可)</p>	<p>(業の変更の許可)</p>
<p><b>第45条</b> (略)</p>	<p><b>第53条</b> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(処理基準)</p>	<p>(処理基準)</p>



改正後	改正前
<p><b>第46条</b> 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、<u>第27条第3項</u>に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。</p> <p>(遵守義務)</p>	<p><b>第54条</b> 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、<u>第33条第3項</u>に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。</p> <p>(遵守義務)</p>
<p><b>第47条</b> (略)</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p><b>第55条</b> (略)</p> <p>(業の取消し及び停止命令等)</p>
<p><b>第48条</b> 市長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</u></p> <p>(2) <u>その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第44条第3項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。</u></p> <p>(3) <u>第44条第3項第4号アからウまでのいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(4) <u>第44条第5項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</u></p>	<p><b>第56条</b> 市長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が<u>この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第52条第3項第4号アからエまでのいずれかに該当するに至ったときは</u>、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(許可証の再交付)</p> <p><b>第49条</b> 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。</p>	<p>(許可証の再交付)</p> <p><b>第57条</b> 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。</p>
<p>(許可申請手数料)</p> <p><b>第50条</b> (略)</p>	<p>(許可申請手数料)</p> <p><b>第58条</b> (略)</p>
<p><b>第10章</b> 浄化槽清掃業</p>	<p><b>第11章</b> 浄化槽清掃業</p>
<p>(業の許可)</p> <p><b>第51条</b> (略)</p>	<p>(業の許可)</p> <p><b>第59条</b> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
	<p>(変更の届出)</p> <p><b>第60条</b> 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、申請の内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>
	<p>(許可証の譲渡禁止等)</p> <p><b>第61条</b> 浄化槽清掃業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>2 浄化槽清掃業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。</p> <p>(1) 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。</p> <p>(2) 浄化槽清掃業を廃止したとき。</p> <p>(3) 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>遵守義務</u>)</p> <p><b>第52条</b> 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>許可証を事務所等の見やすい場所に掲示すること。</u></p> <p>(2) <u>許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。</u></p> <p>(3) <u>自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。</u></p>	
<p>(許可証の再交付)</p> <p><b>第53条</b> 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。</p>	<p>(許可証の再交付)</p> <p><b>第62条</b> 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。</p>
<p>(許可申請手数料)</p>	<p>(許可申請手数料)</p>
<p><b>第54条</b> (略)</p>	<p><b>第63条</b> (略)</p>
<p><b>第11章</b> 地域の生活環境</p>	<p><b>第12章</b> 地域の生活環境</p>
<p>(清潔の保持)</p>	<p>(清潔の保持)</p>
<p><b>第55条</b> <u>占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲を清潔にし、臭気の発散、病害虫の発生等により近隣に迷惑をかけることのないよう、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。</u></p>	<p><b>第64条</b> <u>占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 <u>土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に</u></p>	<p>4 <u>土木建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に当該物が飛散</u></p>

改正後	改正前
<p><u>土砂等が飛散したり，流出したりしないようにしなければならない。</u></p> <p>(公共の場所の管理者の責務)</p>	<p><u>し，又は流出する等によって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。</u></p> <p>(公共の場所の管理者責務)</p>
<p><b>第56条</b> (略)</p>	<p><b>第65条</b> (略)</p>
<p><u>(ごみの投げ捨て防止)</u></p>	
<p><b>第57条</b> <u>何人も空き缶，紙くず，プラスチックごみ，たばこの吸い殻その他のごみを，回収容器又は定められた場所以外の場所にみだりに廃棄（以下「投げ捨て」という。）してはならない。</u></p>	
<p>2 <u>商品を製造し，又は販売する事業者は，容器及び包装の回収のための容器を設置するなど投げ捨て防止に努めなければならない。</u></p>	
<p><u>(指導，助言等)</u></p>	
<p><b>第58条</b> <u>市長は，第55条及び前条の規定に違反した者に対し，必要な措置をとるよう指導，助言又は勧告を行うことができる。</u></p>	
<p><u>(空き地の管理等)</u></p>	<p><u>(空き地の管理)</u></p> <p><b>第66条</b> <u>空き地を所有し，又は管理する者は，その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように，その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する者は，その空き地に廃棄物が捨てられたときは，その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第59条</u> 空き地の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）は、付近住民の生活環境を保全し、かつ、犯罪若しくは火災の発生又は害虫等による非衛生状態の発生を防止するため、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等不法投棄を防止する措置を講ずるよう努め、当該空き地を適正に管理しなければならない。</p> <p>2 所有者等は、その空き地に廃棄物が捨てられ、廃棄者の特定と処理が困難な場合は、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の規定に違反している所有者等に対し、適正な管理を行うために必要な指導又は助言を行わなければならない。</p> <p><u>（勧告、命令等）</u></p> <p><u>第60条</u> 市長は、前条第1項の規定に違反して、その空き地の付近住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、所有者等に対し、その空き地の雑草等を除去し、又は刈り取ることを勧告し、又は命ずることができる。</p> <p>2 市長は前項の命令を受けた者が、これを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら所有者等のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。</p>	<p><u>（不法投棄の防止）</u></p> <p><u>第67条</u> 市長は、廃棄物の不法投棄をされないようにするため、市民及び事業者に協力を求めることができる。</p> <p>2 市長は、廃棄物を不法投棄した者に対し、その廃棄物を自ら</p>

改正後	改正前
<p>第12章 雑則</p>	<p><u>の責任で処理させるものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>廃棄物を不法投棄した者に代わってその廃棄物の処理を行ったときは、その処理費用と事務費を不法投棄した者から徴収することができる。</u></p> <p>第13章 雑則</p> <p><u>(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)</u></p> <p>第68条 <u>規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「大規模建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、大規模建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項に規定する保管場所等について、大規模建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該大規模建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。</u></p> <p><u>(中小建築物の廃棄物保管場所の設置)</u></p> <p>第69条 <u>規則で定める中小建築物を建設しようとする者(以下「中小建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、中</u></p>

改正後	改正前
<p>(報告の徴収)</p> <p><b>第61条</b> 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p><b>第62条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(清掃指導員)</p> <p><b>第63条</b> 市長は、前条第1項の規定に定めるもののほか、次の事項を担当させるため、清掃指導員を置く。</p>	<p><u>小建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項に規定する保管場所について、中小建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所の設置その他必要な処置を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所に集めなければならない。</u></p> <p>(報告の徴収)</p> <p><b>第70条</b> 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p><b>第71条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(清掃指導員)</p> <p><b>第72条</b> 市長は、前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量、再利用の促進及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>一般廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導</u></p> <p>(2) <u>一般廃棄物の減量及び再利用に関する指導</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第64条</u> (略)</p> <p><b>第13章 罰則</b></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第73条</u> (略)</p> <p><b>第14章 罰則</b></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第74条</u> 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第29条第4項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>(2) <u>第34条の3第3項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>(3) <u>第41条(第48条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者</u></p> <p>(4) <u>第44条(第48条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者</u></p> <p>(5) <u>第68条第3項の規定による命令に違反した者</u></p> <p><u>第75条</u> 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金又は料に処する。</p> <p>(1) <u>第55条の規定に違反した者</u></p> <p>(2) <u>第68条第1項の規定による届出をしなかった者</u></p> <p>(両罰規定)</p> <p><u>第76条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その</p>



改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p><b>第65条</b> 第30条第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項に規定する罰金刑を科する。</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者は、この条例の施行の日において<u>第44条第1項若しくは第2項又は第51条第1項</u>の規定により許可された者とみなす。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可の申請は、この条例の施行の日において<u>第44条第1項若しくは第2項又は第51条第1項</u>の規定によりなされた許可の申請とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業の変更の許可の申請は、この条例の施行の日において<u>第45条第1項</u>の規定によりなされた変更の許可の申請とみなす。</p> <p>5 削除</p>	<p><u>他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者は、この条例の施行の日において<u>第52条第1項若しくは第2項又は第59条第1項</u>の規定により許可された者とみなす。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可の申請は、この条例の施行の日において<u>第52条第1項若しくは第2項又は第59条第1項</u>の規定によりなされた許可の申請とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業の変更の許可の申請は、この条例の施行の日において<u>第53条第1項</u>の規定によりなされた変更の許可の申請とみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際、現に提出されている浄化槽清掃業の変</p>

改正後			改正前			
<p>6 付則第2項から第4項までに規定するもののほか、この条例施行前に、改正前の狛江市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この条例中に、これに相当する規定があるときは、この条例の規定によってなされた処分、手続きその他の行為とみなす。</p> <p><b>別表（第40条関係）</b> 一般廃棄物処理手数料</p>			<p>更の届出は、この条例の施行の日において第60条の規定によりなされた変更の届出とみなす。</p> <p>6 付則第2項から第5項までに規定するもののほか、この条例施行前に、改正前の狛江市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この条例中に、これに相当する規定があるときは、この条例の規定によってなされた処分、手続きその他の行為とみなす。</p> <p><b>別表第1（第49条関係）</b> 廃棄物処理手数料</p>			
区分	対象	手数料	区分	対象	手数料	
家庭系 廃棄物	第29条第1項の規定により家庭系廃棄物を排出する占有者	ミニ袋5リットル1枚につき 10円 小袋 10リットル1枚につき 20円 中袋 20リットル1枚につき 40円 大袋 40リットル1枚につき 80円	一 般 廃 棄 物 処 理	家庭 廃 棄 物  排出する占有者	第34条の2第1項の規定により家庭廃棄物を排出する占有者	ミニ袋5リットル1枚につき 10円 小袋 10リットル1枚につき 20円 中袋 20リットル1枚につき 40円 大袋 40リットル1枚につき 80円
	臨時及び多量に排出する占有者	1キログラムにつき 33円			臨時及び多量に排出する占有者	1キログラムにつき 33円
	粗大ごみ	1品につき2,000円を限度として、品目別に規則で定める額				
事業系	第29条第2項の	中袋30リットル1枚につき	事業	第34条の2第2	中袋30リットル1枚につき	

改正後			改正前		
一般廃棄物	規定により一般廃棄物を排出する事業者	166円 大袋45リットル1枚につき 250円	系一般廃棄物	項の規定により一般廃棄物を排出する事業者	166円 大袋45リットル1枚につき 250円
	事業系一般廃棄物（第29条第2項で規定するものを除く。）を排出する事業者	1キログラムにつき 42円		事業系一般廃棄物（第34条の2第2項で規定するものを除く。）を排出する事業者	1キログラムにつき 42円
し尿処理	くみ取り 水洗化未実施世帯	屋内 1便槽1回につき 2,000円 屋外 1便槽1回につき 10,000円	し尿処理	汲み取り 水洗化未実施世帯	屋内 1便槽1回につき 2,000円 屋外 1便槽1回につき 10,000円
	し尿等臨時投入	1便槽1回につき 2,500円		処理	し尿等臨時投入
動物処理	動物の死体収集 処理	1頭につき 4,500円	動物処理	回収 処分	1頭につき 4,500円
	動物の死体持込 処理	1頭につき 3,500円		持ち込み	動物の死体処分

別表第2（第49条関係）

粗大ごみ手数料表

改正後	改正前		
	番号	品名	単価 (円)
	電気・ガス・石油器具類		
	1	ミシン	800
	2	食器洗い乾燥機	1,000
	3	湯沸器	500
	4	風呂釜（浴槽はNo.55）	800
	5	ガスオーブン	1,500
	6	石油・ガス・ストーブ	500
	7	ファンヒーター（石油・ガス）	800
	8	扇風機・換気扇	300
	9	電気こたつ（板はNo.35）	300
	10	ステレオセット類	1,500
	11	スピーカー	500
	12	プレーヤー	500
13	アンプ	500	

改正後	改正前			
	14	ビデオデッキ	500	
	15	電子レンジ	1,300	
	16	照明器具	300	
	17	ワープロ	500	
	18	削除		
	19	コピー機・ファックス	500	
	20	掃除機	300	
	21	小型電気類	300	
	家具・寝具類			
	22	たんす	1,000	
	23	本箱	1,000	
	24	食器棚・和食器棚	1,000	
	25	サイドボード	1,000	
	26	パイプハンガー	500	
27	下駄箱・茶箱	500		
28	カラーボックス・衣装箱	300		

改正後	改正前		
	29	テーブル・座卓	800
	30	机	1,000
	31	椅子・座椅子	500
	32	ソファ（一人用）	500
	33	ソファ（二人以上用）	1,000
	34	鏡台	500
	35	こたつ板	300
	36	ベッド・二段ベッド（枠）	500
	37	ベッドマット類	1,000
	38	カーペット・電気カーペット	500
	39	布団類・毛布・縫いぐるみ	300
	40	ブラインド	300
	趣味用具		
	41	スーツケース	500
42	楽器・楽器ケース	300	
43	オルガン（幅110cm以下）	1,800	

改正後	改正前			
	44	スキー板（ストック含む）	300	
	45	スキー靴	300	
	46	キャディバッグ	300	
	47	ゴルフクラブ（3本毎）	300	
	48	編み機	300	
	49	ぶらさがり健康機	800	
	50	トレーニング機	1,300	
	51	マッサージ機	1,500	
	52	卓球台	1,300	
	その他			
	53	調理台・ガス台等	1,300	
	54	ガスレンジ	300	
	55	浴槽（ステンレス・ポリ・木）	1,500	
	56	浴槽ふた	300	
57	ガラス戸・板戸	500		
58	米びつ	500		

改 正 後	改 正 前		
	59	襖・障子・網戸	300
	60	額・人形ケース	300
	61	一斗缶（18ℓ～20ℓ）	300
	62	物置（2㎡未満解体済み）	2,000
	63	波板・トタン板	300
	64	物干し竿	300
	65	水槽・ペット小屋	500
	66	脚立	500
	67	自転車	500
	68	一輪車・三輪車	300
	69	乳母車	500

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第2条 この条例による改正前の狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例の罰則の適用については、この条例の改正後もなお従前の例による。

提案理由



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 39 号

狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例

狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(組織)</u></p> <p><b>第10条</b> 委員会の委員は、市民及び委員の権限に属する事項に<u>関し公正な判断をすることができ、かつ、まちづくりに関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱するもの10人以内をもって組織する。</u></p> <p>(適用範囲)</p>	<p><u>(組織)</u></p> <p><b>第10条</b> 委員会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者及び市民の中から市長が委嘱する。</p> <p>(適用範囲)</p>
<p><b>第33条</b> この節の規定は、市内で行われる次の各号に掲げる事業（以下「開発等事業」という。）に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><b>第33条</b> この節の規定は、市内で行われる次の各号に掲げる事業（以下「開発等事業」という。）に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を伴うもの</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(開発等事業の廃止)</u></p> <p><b>第46条の2</b> <u>事業者は、事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより廃止届を市長に対し提出するとともに、近隣住民に周知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、事業者が届出書を提出した日から2年を経過してもなお、自己の都合により第42条第1項に規定する協定の締結をしない場合には、当該開発等事業を廃止したものとみなす。</u></p> <p>(完了検査)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p>2 <u>事業者は、規則で定めるところにより開発等事業確認書又は検査済証を交付するまでは、当該開発等事業により造成される土地、建築される建築物、設置される施設又は工作物の使用を開始してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。</u></p> <p>(大規模開発等事業)</p> <p><b>第56条</b> 次の各号に掲げる事業を大規模開発等事業という。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(完了検査)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p>(大規模開発等事業)</p> <p><b>第56条</b> 次の各号に掲げる事業を大規模開発等事業という。<u>ただし、法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が策定されており、かつ、狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第19号)に基づく地区内で行われる事業については、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)
3 <u>前項の規定にかかわらず、法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が策定されており、かつ、狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第19号）に基づく地区内で行われる事業については、協議の上、市長が認める場合は省略することができる。</u>	
4 第2項の規定による届出に係る書類（以下「大規模開発等事業構想届出書」という。）は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める時期までに届け出るものとする。 (1)～(3) (略)	3 前項の規定による届出に係る書類（以下「大規模開発等事業構想届出書」という。）は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める時期までに届け出るものとする。 (1)～(3) (略)
5 (略)	4 (略)
(大規模開発等事業構想の廃止)	
<u>第65条の2 事業者は、条例第56条第2項の規定により提出した大規模開発等事業構想を廃止するときは、規則に定めるところにより廃止届を市長に対し提出するとともに、近隣住民に周知しなければならない。</u>	
2 市長は、事業者が自己の都合により大規模開発等事業構想を提出した日から2年を経過してもなお次条に規定する通知書を交付できない場合には、当該開発等事業を廃止したものとみなす。	
(小規模開発等事業)	(小規模開発等事業)
第67条 次の各号に掲げる事業を小規模開発等事業という。 (1) (略) (2) <u>前号の規定に該当しない延べ面積が300平方メートル以上500平方メートル未満の建築（併用住宅を含む。）。</u> ただ	第67条 次の各号に掲げる事業を小規模開発等事業という。 (1) (略)

改正後	改正前
<p><u>し、一戸建て住宅を除く。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>事業施行面積300平方メートル以上500平方メートル未満の宅地開発事業（主として住宅の供給を目的とする土地の分割又は区画形質の変更をいう。）</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一団の土地において2以上のまちづくり案件を行う場合の特例)</p> <p><b>第72条</b> <u>行おうとする事業が次に掲げる土地において、同時（事業中のものを含む。）又は規則で定める期間に引き続き行うまちづくり案件であるときは、同一の事業とみなす。ただし、市長が同一の事業とみなすことが適当でないとき、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>同一敷地等一体的利用がなされていた土地</u></p> <p>(2) <u>土地所有者が同一又は同一であった土地</u></p> <p>(3) <u>同一の事業主又は規則で定める関連性が認められる事業主が行うまちづくり案件</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一団の土地において2以上の開発等事業等を行う場合の特例)</p> <p><b>第72条</b> <u>次の各号のいずれにも該当する2以上の開発等事業、大規模開発等事業又は小規模開発等事業（以下「開発等事業等」という。）は、同一の事業とみなす。ただし、市長が同一の事業とみなすことが適当でないとき、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する土地の全部又は一部において、同時に又は引き続き行う開発等事業等であって、全体として一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の造成を行うことが見込まれるもの</u></p> <p>ア <u>同一敷地等一体的利用がなされていた土地</u></p> <p>イ <u>土地所有者が同一又は同一であった土地</u></p> <p>ウ <u>隣接した土地において、同一の事業主又は規則で定める関連性が認められる事業主が行う開発等事業等</u></p> <p>(2) <u>隣接した開発等事業等から3年以内に行われるもの</u></p>

改正後	改正前
<p>(勧告)</p> <p><b>第76条</b> 市長は、事業者又は工事施行者（以下「事業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第48条第2項の規定に違反して、開発等事業により造成される土地，建築される建築物，設置される施設又は工作物の使用を開始したとき。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(勧告)</p> <p><b>第76条</b> 市長は、事業者又は工事施行者（以下「事業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条、第48条第2項、第67条、第72条及び第76条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に狛江市まちづくり委員会の委員に委嘱されている者の任期中の組織は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

まちづくり案件の適用範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 40 号

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物の用途の制限)</p> <p><b>第 3 条</b> 建築物の用途の制限については、地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じて別表第 2，別表第 3，別表第 4，<u>別表第 5 及び別表第 6</u> 建築物の用途の制限の項に掲げるところによる。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p><b>第 6 条</b> 建築物の敷地面積は、計画地区の区分に応じて別表第 2，別表第 3，別表第 4，<u>別表第 5 及び別表第 6</u> 建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(壁面の位置の制限)</p>	<p>(建築物の用途の制限)</p> <p><b>第 3 条</b> 建築物の用途の制限については、地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じて別表第 2，別表第 3，別表第 4 <u>及び別表第 5</u> 建築物の用途の制限の項に掲げるところによる。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p><b>第 6 条</b> 建築物の敷地面積は、計画地区の区分に応じて別表第 2，別表第 3，別表第 4 <u>及び別表第 5</u> 建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(壁面の位置の制限)</p>

改正後		改正前																						
<p><b>第7条</b> 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離は、計画地区の区分に応じて別表第2，別表第3，<u>別表第4及び別表第6</u>壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>（建築物の高さの最高限度）</p> <p><b>第8条</b> 建築物の高さは、地盤面（法第52条第4項で規定する地盤面と同じ。）から計画地区の区分に応じて別表第2，別表第3，別表第4，<u>別表第5及び別表第6</u>建築物等の高さの最高限度の項に掲げる数値を超えてはならない。ただし、暫定容積率及び目標容積率が定めてあり、かつ法第68条の4の規定により認定され、目標容積率を適用されることとなった場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調布都市計画一 通り沿道地区地区 整備計画区域</td> <td>調布都市計画一 中通り沿道地区地区 区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>調布都市計画国領</td> <td>調布都市計画国領町八丁目・和泉</td> </tr> </tbody> </table>		番号	名称	区域	（略）			4	調布都市計画一 通り沿道地区地区 整備計画区域	調布都市計画一 中通り沿道地区地区 区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域	5	調布都市計画国領	調布都市計画国領町八丁目・和泉	<p><b>第7条</b> 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離は、計画地区の区分に応じて別表第2，別表第3 <u>及び別表第4</u>壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>（建築物の高さの最高限度）</p> <p><b>第8条</b> 建築物の高さは、地盤面（法第52条第4項で規定する地盤面と同じ。）から計画地区の区分に応じて別表第2，別表第3，別表第4 <u>及び別表第5</u>建築物の高さの最高限度の項に掲げる数値を超えてはならない。ただし、暫定容積率及び目標容積率が定めてあり、かつ法第68条の4の規定により認定され、目標容積率を適用されることとなった場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調布都市計画一 通り沿道地区地区 整備計画区域</td> <td>調布都市計画一 中通り沿道地区地区 区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>		番号	名称	区域	（略）			4	調布都市計画一 通り沿道地区地区 整備計画区域	調布都市計画一 中通り沿道地区地区 区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域
番号	名称	区域																						
（略）																								
4	調布都市計画一 通り沿道地区地区 整備計画区域	調布都市計画一 中通り沿道地区地区 区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域																						
5	調布都市計画国領	調布都市計画国領町八丁目・和泉																						
番号	名称	区域																						
（略）																								
4	調布都市計画一 通り沿道地区地区 整備計画区域	調布都市計画一 中通り沿道地区地区 区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域																						



改正後		改正前
町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区整備計画区域	本町四丁目周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
<p><b>別表第6</b>（第3条，第6条－第8条関係）</p> <p>調布都市計画国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区整備計画区域</p>		
計画地区の区分	医療福祉・文教地区	
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）</li> <li>2 福祉施設その他これに類するもの</li> <li>3 大学，高等専門学校，専修学校その他これらに類するもの</li> <li>4 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</li> <li>5 第1項から第3項までに付属するもの</li> <li>6 病院，診療所，大学，高等専門学校又は専修学校の運営に必要な建築物で市長がやむを得ないと認めるもの</li> </ol>	
建築物の敷地面積の最	5,000平方メートル	

改正後		改正前
低限度		
壁面の位置の制限	<p>1 国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画図3に表示する1号壁面は、道路境界線又は都市計画道路の計画線から2.5メートル以上後退しなければならない。</p> <p>2 国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画図3に表示する4号壁面は、道路境界線又は都市計画道路の計画線から7.5メートル以上後退することとし、地盤面からの高さが15.0メートルを超える建築物の部分は、道路境界線又は都市計画道路の計画線から14.0メートル以上後退しなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁で囲われていない軽微な構造で作られた屋外避難階段</p> <p>(2) 外壁で囲われていない軽微な構造で作られた避難バルコニー</p> <p>(3) 給気口、免震装置及び地上開口部の安全上必要な手すり</p> <p>3 国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画図3に表示する5号壁面は、隣地境界線から4.0メートル以上後退することとし、地盤面からの高さが5.0メートルを超える建築物又は建築物の部分は、隣地境界線から6.0メートル以上後退しなければならない。</p>	

改正後		改正前
	い。	
建築物等の高さの最高限度	<p>1 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8.0メートル以内の範囲にあっては当該水平距離の1.25倍に5.0メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8.0メートルを超える範囲にあっては当該水平距離から8.0メートルを減じたものの0.6倍に15.0メートルを加えたもの以下とする。</p> <p>2 建築物の地盤面からの高さ（絶対高さ）は25.0メートル以下とする。</p> <p>3 前項の規定は、国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画図4に表示する高さの最高限度を定める区域Aにおいては37.5メートル以下、高さの最高限度を定める区域Bにおいては15.0メートル以下、高さの最高限度を定める区域Cにおいては5.0メートル以下とする。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画の決定に伴い、地区整備計画区域を加えるため。

認定第 1 号

令和 3 年度狛江市一般会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 2 号

令和 3 年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 3 号

令和 3 年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 4 号

令和 3 年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 5 号

令和 3 年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。



認定第 6 号

令和 3 年度狛江市下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定による。